

平成 1 7 年度 第 1 回 定例会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 1 7 年 4 月 1 3 日 (水) 午前 9 時 0 3 分
場 所 八王子市役所 9 階 9 0 3 会議室

第 1 回定例会議事日程

1 日 時 平成 1 7 年 4 月 1 3 日 (水) 午前 9 時

2 場 所 八王子市役所 9 階 9 0 3 会議室

3 会議に付すべき事件

第 1 第 1 号 議 案 八王子市教育委員会事務局等職員人事に関する事務処理の報告について

第 2 第 2 号 議 案 八王子市体育館条例施行規則の一部を改正する規則設定に関する事務処理の報告について

第 3 第 3 号 議 案 八王子市教育委員会会議規則の一部を改正する規則設定について

第 4 第 4 号 議 案 八王子市体育館条例の一部を改正する条例の設定依頼について

第 5 第 5 号 議 案 平成 1 8 年度八王子市立中学校使用教科用図書採択要領について

第 6 第 6 号 議 案 平成 1 8 年度八王子市立小・中学校使用文部科学省著作教科用図書及び学校教育法第 1 0 7 条による教科用図書 (一般図書) の採択要領について

4 協 議 事 項

教育委員会後援名義使用基準の見直しについて

5 報 告 事 項

- ・学校の安全対策に係る防犯システムの試行実施等について (教育総務課)
- ・教育財産の管理について (施設整備課)
- ・平成 1 6 年度卒業式及び平成 1 7 年度入学式の実施状況について (指導室)
- ・平成 1 7 年度高尾山学園 児童・生徒数等について (指導室)
- ・平成 1 6 年度特別支援教育移行事業の総括について (指導室)

- ・「はちおうじ出前講座」について (生涯学習総務課)

その他報告

八王子市教育委員会

出席委員（4名）

委員長	（3番）	名取龍藏
委員	（1番）	小田原 榮
委員	（4番）	齋藤健児
委員	（5番）	石川和昭

欠席委員（1名）

委員	（2番）	細野助博
----	------	------

教育委員会事務局

教育長（再掲）	石川和昭
学校教育部長	坂本 誠
学校教育部参事 兼指導室長事務取扱 （教職員人事・指導担当）	岡本昌己
教育総務課長	望月正人
学校教育部主幹 （企画調整担当）	鎌田晴義
施設整備課長	穂坂敏明
学事課長	小泉和男
学校教育部主幹 （学区等調整担当兼特別 支援教育・指導事務担当）	小海清秀
指導室指導主事	朴木一史
生涯学習スポーツ部長	菊谷文男
生涯学習スポーツ部参事 （図書館担当） 兼図書館長事務取扱	西野栄男
生涯学習スポーツ部主幹 （企画調整担当） 兼生涯学習課長	米山満明

スポーツ振興課長	山本保仁
学習支援課長	高橋敏夫
文化財課長	佐藤 広

生涯学習スポーツ部主幹 (体育館 担当)	福田 隆一
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館 担当)	柳 田 実
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館 担当)	武 田 ヒサエ
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館 担当)	石 井 里 実
生涯学習スポーツ部主幹 (ども科学館 担当)	森 文 男
指 導 室 主 査	矢 崎 文 雄
指 導 室 指 導 主 事	千 葉 貴 樹
市 民 体 育 館 主 査	三 橋 正 行
甲 の 原 体 育 館 主 査	大 貫 隆 行

事務局職員出席者

教育総務課主査	嶋崎朋克
担 当 者	後藤浩之
担 当 者	石川暢人

【午前9時03分開会】

名取委員長　それでは、大変お待たせいたしました。本日の委員の出席は4名でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成17年度第1回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は　4番　齋藤健児委員　を指名いたします。

なお、議事日程中、報告事項、教育財産の管理については、公表前につき、案件の性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項及び第7項の規定により非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　御異議ないものと認めます。

それでは、それ以外の案件について、日程に従いまして進行いたします。

名取委員長　日程第1、第1号議案　八王子市教育委員会事務局等職員人事に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について教育総務課から説明願います。

望月教育総務課長　それでは、第1号議案について説明いたします。

この議案につきましては、教育委員会事務局の管理職に関する人事でございますが、これにつきましては、権限委任に関する規則の規定に基づきまして教育長において別紙のとおり事務処理をしたところでございます。そうしたことで議案の審議を提議するものでございます。

まず、部長級でございますが、菊谷文男が生涯学習スポーツ部長に就任しております。また、生涯学習スポーツ部長でありました高橋昭が議会事務局へ出向をしております。

次に、課長級でございます。生涯学習部の主幹、図書館担当でございますが、武田ヒサエが転入でございます。

それから、同じく生涯学習スポーツ部主幹、こども科学館の担当で、森文男が転入しております。

それから、同じく生涯学習スポーツ部でございますが、学習支援課長に高橋敏夫が転入をしております。

それから、転出になりますけれども、生涯学習スポーツ部主幹で図書館担当をしております新井政夫が市長部局へ出向でございます。

それから、同じく生涯学習スポーツ部でこども科学館館長でございました梅沢重明が市長部局へ出向しております。

それから、生涯学習スポーツ部学習支援課長の奥野光孝が市長部局へ出向しております。

管理職の4月1日付教育委員会事務局の人事につきましては以上でございます。

名取委員長　　ただいま教育総務課の説明は終わりました。

本案について、御質疑はございますか。

齋藤委員　　ちょっと教えてください。これは議案となっているのでしょうか。私は、議案と報告事項というものの違いというのがよくわからない。整理をしていくべきだと思うんですけども、議案というのは具体的にどういうのかわからないんですが、この人事について、教育委員会として何か言えるものは全くないわけで、決定権も持っていないわけなので、議案として取り上げること自体おかしいんじゃないですか。これは報告事項になっちゃうわけです。

望月教育総務課長　　教育委員会で本来決定すべきもの、事案決定規程にございますけれども、報告事項というのは、教育長以下、例えば教育長権限ですとか、部長権限で教育委員会の事務を処理できるというものについて、教育長以下が処理した内容について、事後であったり、あるいは事前に報告するという形で、教育委員会の方に意見をいただきながらその事務を進めることということで、決定自体は教育長以下の方に権限を持たせているものです。それを報告するというところでございます。

この人事案件につきましては、任命権者として教育委員会が会議、教育委員会自身が決定したものであるという位置づけを持っているものですが、時期的に、教育委員会の会議を開くいとまがない場合等については、教育長が代理で決定するというところで、これは規程の中にあります。これは権限委任に関する規則という中にございます。代理で決定した場合は、議案として教育委員会の方に報告をして、そこで議決をいただくという決まりになっております。

齋藤委員　　わかったような、わからないようなというのが正直な気持ちです。議案にして、報告して、議決をするという流れがどうもちょっと私にはしっくりこないですね。では、私がこの議決に対しては納得できないと言ったときにはどうなりますか。

望月教育総務課長　この決定自体については、変更することはできませんが、承認しないという事は可能です。

名取委員長　ほかにはよろしいですか。

小田原委員　教育委員会の権限があって、この権限を発揮できないときに、権限委任の規則があって、その規則によって教育長が専決したわけですね。それについては教育委員会の承認を必要とするから、議案としてここに承認を求めるということですね。その承認を齋藤さんなり、あるいは齋藤さんが反対しても、ほかが賛成すればいいわけですがけれども、委員会として承認できないとなったときには、教育長の専決を否定したわけだから、私たちがその専決を任せているにもかかわらず、それを私たちが否認するとすれば、私たちがやめるか、教育長をかえてもらうかという話になってしまいます。そこまでのものかということ、大したことはないから、気になっている部分もいやとなれば、それはそれでいいというように私は理解しています。

名取委員長　そのほか御質疑ございませんか。

ほかに御質疑はないようでありますので、本案について、御意見はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　ほかに御意見もないようでありますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第1号議案については、提案のように、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　異議ないものと認めます。よって、第1号議案については、そのように決定することにいたしました。

小田原委員　それで、今みたいな齋藤さんの質問があるから、これは報告でできるんですか、できないんですか。そんな承認なんか要らないよ、これはぜひ必要だから承認を求めなくてもいいというふうにはできないのか。

望月教育総務課長　事務局でも議論があったところでございますけれども、これは教育長専決という形までするかどうかということになった場合に、教育委員会としての任命権の方まで、管理職の部分は、少なくとも事務処理報告という形であったとしても、教育委員会のトップのところでの決定事項とした方がよろしいんじゃないかというところは議論していると

ころです。今のところ、形式的になるかもしれないけれども、その形式は今のところ、維持した方がよしいんじゃないかなと考えております。ただ、それを変える場合には規則の方も変えていくということになるかと思えます。

名取委員長　では、そういうことで、ひとつよろしくお願いします。

名取委員長　次に、日程第2、第2号議案　八王子市体育館条例施行規則の一部を改正する規則設定に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について体育館から説明願います。

福田生涯学習スポーツ部主幹　八王子市体育館条例施行規則の一部を改正する規則設定に関する事務処理の報告について、大貫主査から説明をいたします。

大貫体育館主査　第2号議案関連資料に基づいて説明をさせていただきます。第2号議案関連資料の1．改正理由、八王子市余熱利用センター内の環境学習施設活動推進スペース及び学習スペースが、平成17年1月に開設され、八王子市余熱利用センター条例施行規則を改正し、同規則に新たに3項が追加されました。この改正に伴い、改正後の規定と八王子市体育館条例施行規則との整合性を図るため、同規則の一部を改正するという事です。

2番、改正内容。別紙新旧対照表をごらんください。八王子市体育館条例施行規則の旧の方ですが、第3条第2項「八王子市東浅川保健福祉センター条例施行規則第3条第6項にあるとおり規定する室内プール回数券及び八王子市余熱利用センター条例施行規則第3条第3項に規定する室内プール回数券は、前項に規定する室内プールの回数券とみなす。」を「八王子市東浅川保健福祉センター条例施行規則第3条第6項にあるとおり規定する室内プール回数券及び八王子市余熱利用センター条例施行規則第3条第6項に規定する室内プール回数券は、前項に規定する室内プールの回数券とみなす。」というように、第3条第3項を第3条第6項に一部改正しました。

3番、施行期日に関しては、平成17年4月1日付でございます。

以上でございます。

名取委員長　ただいま体育館の説明は終わりました。

本案について、御質疑はございますか。もしないようでしたら、御意見でも結構です。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 意見もないようでありますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第2号議案については、ただいまの説明のように承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 御異議ないものと認めます。よって、第2号議案については、そのように決定することにいたします。

名取委員長 次に、日程第3、第3号議案 八王子市教育委員会会議規則の一部を改正する規則設定についてを議題に供します。

本案について教育総務課から説明願います。

望月教育総務課長 第3号議案 八王子市教育委員会会議規則の一部を改正する規則設定でございますが、これは資料の3枚目になりますけれども、「八王子市教育委員会会議規則の一部を改正する規則設定について」というデータがございます。これで説明させていただきますが、改正の内容は、会議開催の時刻というのは、これまで会議規則の中で午後1時30分と規定されておりましたが、これを削除しようとするものでございます。

改正理由につきましては、会議の開始時刻は、教育委員の日程の調整上、年度により変わる場合もあるということで、規則で固定的に定めておくという合理性が薄いために改正しようというものでございます。改正に伴いまして、規則を設定すれば1時半から始まるということは対外的に示されればということですが、規則を削除、改正することに伴って行います対応といたしましては、ホームページ等であらかじめ会議日程を、会議予定の日時を公表して、広く市民に周知を図る。これまでもやっていることでございますけれども、そうした周知を図ることで、これまでの対応に変更なく対応できるだろうと考えております。

それから、具体的な日時につきましては、会議規則第2条で、委員長が具体的な日時を定めて処理するということになっておりますので、それを告示するということで、具体的な日程の設定は可能だと考えております。

こうしたことから、会議規則を改正しようということで議案といたしましたので、よろしくをお願いします。

名取委員長 ただいま教育総務課の説明は終わりました。

本案について御質疑はございますか。もしなければ御意見を含めてお願いします。よろし

いですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 ほかに御意見もないようですので、お諮りいたします。ただいま議題となっております第3号議案については、ただいまの提案説明のように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 異議ないものと認めます。

よって、第3号議案についてはそのように決定することにいたしました。

名取委員長 次に、日程第4、第4号議案 八王子市体育館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の設定依頼についてを議題に供します。

本案について体育館から説明願います。

福田生涯学習スポーツ部主幹 第4号議案 八王子市体育館条例の一部を改正する条例の設定依頼について、三橋主査から御説明申し上げます。

三橋体育館主査 第4号議案について、御説明させていただきます。八王子市体育館条例の一部を改正する条例の設定について、改正の理由でございますが、体育館の利用に当たって、今まで以上にスポーツに触れ合う機会を設け、利便性の向上を図るため、施設の使用時間を延長するとともに、使用時間を超過した場合の使用料徴収等の規定整備を行うというものでございます。

改正の内容としては、市民体育館は、施設の超過使用時間の単位を1時間から30分に改める。これは第6条別表第1八王子市民体育館備考関係に記載をさせていただいております。

2番目に、八王子市甲の原体育館室内プールを除く施設の超過使用時間の単位を1時間から30分に改める。これも同じく第6条別表第1八王子市甲の原体育館備考関係にございます。

なお、条例改正にあわせて、使用時間の終了時刻を午後9時から午後9時30分とすること並びに毎月第2、第4月曜日の開館及び年末年始の開館日を拡大する旨の規則改正を行う予定です。

なお、施行期日は、平成17年7月1日とします。

以上でございます。

名取委員長　　ただいま体育館の説明は終わりました。

本案について、御質疑はございますか。

齋藤委員　　改めるといふ、その大きな理由は。

三橋体育館主査　　現在、夜間で武道関係の団体さんが幾団体か利用されております。6時から9時まで使用しておりますが、五、六十名の子どもたちが大変多く参加をしております。子どもたちの練習が6時から始まりますと、大人たちの時間がなくなってしまいます。そこで、せめてもう30分だけでも延長できないかという団体等からの強い要望がございまして、こういう形で決めさせていただくことになりました。

福田生涯学習スポーツ部主幹　　ちょっと補足でございますが、昨今の厳しい財政状況もありまして、新たに体育館施設を設置するというようなことは簡単じゃないということがありまして、スポーツ振興においても、体育館の運営をもう少し効果的に効率的にしようということになっております。それから、利用者のアンケート、あるいは体育協会の方からの要望書もございまして、そういったことも大きな要素としてあげられます。

齋藤委員　　今までは1時間単位で延長できたのではないですか。それを30分単位で延長できるようにした大きな原因は何ですかということをお聞きしたいのですが、現状をよく私が理解できないのかもしれない。

三橋体育館主査　　体育協会の内部からの要望では、30分延長にしてもらえないかということで、他市の状況等も勘案した中で、現在、開館時間が9時までやっているのは9市、9時15分が1市、9時半までが10市、10時までが5市、多摩地区の25市の状況はそんな状況になっております。9時半が適当かなと判断しました。

小田原委員　　齋藤さんから質問が出たのは、改正の目的のところ、スポーツに触れ合う機会を設けということと利便性の向上を図るということで延長するという話があったでしょう。そういう理由でもって進めてくれればわかるんです。こうやれば、この時間帯を30分にすれば、これだけ希望があったものを延長した30分のところに入れることができますよというふうなことにすれば、なるほどなとなると思うんです。利用団体からの要望があったみたいな話になると、何かあるんじゃないかという話になっちゃうんですが、要望だけじゃなくてということを示せばいいんです。そういう回答をこれからはお願いします。

名取委員長　　質疑についてはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　では、御意見ありましたら、どうぞ。

齋藤委員　この表のところはよく見方がわからないんですが、最終が9時半と今なっていることはどこに書いてあるんですか。

三橋体育館主査　条例中にはそのような規定はなく、条例施行規則の中に使用時間を規定しております。施行規則につきましては、条例改正が議決後に、新たに一部改正について提案をさせていただきたいと思います。

齋藤委員　先ほどの話で、他市とのいろいろな比較というものがあつたのはよくわかるんですけども、今後の長いスパンを考えていったときに、もっと夜の利用の要望というものは出てくる可能性はありませんか。もっと長く、遅くまでやってほしいという希望が出されるということはありませんか。

ここでまた改正する可能性が出てくることを考えると、何も9時半までというような時間設定を明記しないで、希望に沿って終了時間を柔軟的に変えていけるような運営にしている方がいいんじゃないですか。ここでまた9時半までということになると、また希望の声が大きくなってきたということで、また今度、10時までとか、10時半までになるとか、その都度規則を改定しないといけませんね。このあたりは終了時間ということを明記しない方がいいと思いますが。

三橋体育館主査　確かに今後、時間が延長されるようなところも想像はされているところなんですけれども、延長することに伴う、法整備でありますとか、囑託員の費用の部分ですとか、そんなことが出てきてしまいますので、なるべく負担がかからないような、予算がかからないような形で、ということを考えております。また、要望等が出てきた段階で必要があれば状況を見ながら対応していくという状況でございます。

名取委員長　ほかに御意見ございますか。

齋藤委員　ちょっと誤解があるかもしれませんが、もちろん時間を延長すれば、それにかかる経費というのがかかることは十分承知しているんですけども、簡単に、9時半が10時になったり、10時半になったりできるとは思っていません。それを体育館としてやっていくためにはいろいろなところをクリアしなければならない問題があるというのはわかるんですが、規則で9時半ということを書き込んでしまうと、またいろいろな要望に対してすぐ対応できない。もう少し柔軟的にぼやかしておいた方が希望が出たときに即対応できる、いろいろなことを検討しながらも早く対応できるんじゃないかなと思ったので意見を言わせ

ていただいたんですけども、ここでまた9時半と明記してしまうと、まずこれが1つの大きなことをクリアしなきゃならない大きな問題になってきて、この後、少しぼやかしておいで、終了時間をはっきりさせておかない方が、希望が出たときには、問題点をはっきりさせればすぐまた対応できるようにしておいた方がいいんじゃないかなと思って言わせていただいたんです。

望月教育総務課長 この件に関しては現在、最終的に条例を設定する法制課とも今後調整をしながら、条例の方を市長に出していただくんですけども、公の施設は、市民が利用することを前提にした、例えば公民館ですとか、体育館、こういった施設については、市民の利用についてのさまざまな条件をどう条例等を設定していくということで、ルールも変わってきてまして、市民がどのような時間帯で利用できて、利用するに当たって料金が幾らでということ条例で定めておくということによって、市民の利用を高めるとなっておりますので、すべて何時から何時までと決めるという必要性はあろうかと考えます。その中で決めないというのはなかなか、条例で設定する意味からしても、難しいかなと、現状ではそのように考えてございます。

名取委員長 よろしいですか。

齋藤委員 わかりました。

名取委員長 ほかに御質疑ございますか。御意見もないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 ほかに御意見もないようでありますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第4号議案については、提案のように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 御異議ないものと認めます。よって、第4号議案については、そのように決定することにいたしました。

名取委員長 次に、日程第5、第5号議案 平成18年度八王子市立中学校使用教科用図書採択要領についてを議題に供します。

本案について指導室から説明願います。

岡本学校教育部参事 来年度から当市の中学校で4年間使う予定になっております平成18

年度八王子市立中学校使用教科用図書の採択要領につきまして、担当の矢崎主査から御説明申し上げます。

矢崎指導室主査 平成18年度八王子市立中学校使用教科用図書採択要領について御説明いたします。

前2回の懇談の中で説明を行いまして、意見をいただいたところですが、大筋では御理解をいただいているとは思いますが、今回、若干3カ所手直しを行いましたので、3ページ目、7の(4)の4行目、「教職員以外の教育委員会が委嘱する市民」とあったんですが、もう少しここは幅広く考えまして、「教育委員会が委嘱する者」といたしました。

次の8ですが、「教科用図書が採択されるまでの間、」その次に、「検討委員会及び調査部会の構成員、」というのを入れまして、検討委員会及び調査部会の委員の名前も、採択するまでの間、非公開といたしました。

次に、9ですが、前回は、「教育委員会は、教科書センターに教科用図書を展示する」とありましたが、教科書センターに展示を行われことそのものは東京都教育委員会の事業でありますので、それが市町村に委託をされるということになりますと、市としては時間、場所の周知に努めるということになりますので、そのところを修正いたしました。

説明は以上でございます。

名取委員長 ただいま指導室の説明は終わりました。

本案について、御質疑はございますか。

齋藤委員 9番の「市民の閲覧に供するため、時間、場所等について周知に努める」、これは具体的な何時までとかいうのは。

矢崎指導室主査 市の広報並びにホームページの方でも場所などを周知したいと考えてございます。

齋藤委員 その具体的な時間というのは今のところ、まだ決まっていない。これからということですか。

矢崎指導室主査 文部省の指示によって、東京都からおりようになっていると思いますので、追って指示が来ると思うんですが、去年の例でいきますと8時半から5時15分まで、期間は2週間ぐらいでございます。

齋藤委員 それを法的に、東京都が決めたものについて、八王子市が独自にもっと時間を延ばすとかということはいけませんか。

岡本学校教育部参事 この期間も2週間で、土・日も入った形で開館しておりまして、夜の時間帯につきましても、本年度、教育センターの方にも少し事務的な整備の充実も図ってこられておりますので、その辺を勘案しながら、可能な限り、こちらについては拡大するような方向で今検討しているところでございます。

名取委員長 そのほか御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 ほかに御質疑はないようでありますので、本案についての御意見を伺います。

齋藤委員 今のに関連しますけれども、できる限り長く見られるように、理解が得られるようにお願いしたいと思います。

あと、7.調査部会のところは、昨年の小学校のときにも、先生方の強い要望として、部会の方で、教科書をなかなか読む時間帯が少なかったという意見が強く出ていましたので、そのあたりについては、できる限りの努力をして、先生方にもじっくりと検討していただけるように、場所と時間、それから物をできるようにしていただきたいと思います。

岡本学校教育部参事 それにつきましては、小学校と違いまして、中学校数は小学校のおよそ半分でございますので、本市は4グループに分けて、中学の方も調査を進めることになると思ひまして、5セットということになっておりますので、昨年度の小学校と比べるとかなりブロックごとに検討していただきながら、十分にやれると思ひますし、また、センターの方にも2部は別にセットできることになっておりますので、その辺を勘案いたしますと、昨年度までの課題については、中学校ということもありますけれども、かなり改善できると考へております。

名取委員長 ほかに御意見。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 ほかに御意見もないようでありますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第5号議案については、提案のように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 異議ないものと認めます。よって、第5号議案については、そのように決定することにいたしました。

名取委員長 次に、日程第6、第6号議案 平成18年度八王子市立小・中学校使用文部科学省著作教科用図書及び学校教育法第107条による教科用図書（一般図書）の採択要領についてを議題に供します。

本案について指導室から御説明願います。

岡本学校教育部参事 平成18年度使用いたします本市の小・中学校の心身障害学級における文部科学省の著作教科用図書、それから学校教育法第107条によります教科用図書の採択要領について、担当から御説明申し上げます。

矢崎指導室主査 それでは、平成18年度八王子市立小・中学校使用文部科学省著作教科用図書及び学校教育法第107条による教科用図書（一般図書）の採択要領についての1、八王子市立小・中学校の心身障害学級で使用する文部科学省著作教科用図書及び学校教育法第107条による教科用図書（以下107条図書という）の採択については次の要領による。

2、文部科学省著作教科用図書の採択に当たっては、各種目についての教科用図書は1種類であるので、各種目の教科用図書を採択候補とする。

3、107条図書の採択に当たっては、各学校において教員が当該児童・生徒の個別指導計画に基づいて採択候補図書を選択する。採択候補図書の選択に当たっては、東京都教育委員会発行の「心身障害教育教科書調査研究資料」並びに文部科学省が毎年発行している「一般図書（第107条図書）契約予定一覧」及び「一般図書一覧」の中から選択する。

以上でございます。

名取委員長 ただいま指導室の説明は終わりました。

本案について、御質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 なければ、本案について、御意見はございませんか。

齋藤委員 昨年の小学校の教科書採択のときにも、この意見は強く言わせていただいたので、重複するんですけども、記録として残るでしょうから、ぜひこれは強く言い続けたいと私は思っているんですけども、平たく言えば、107条の方の障害者用の学校の教科書については、現場の先生方の意見を重視して採択していこうというような印象として考えています。ですから、早く一般の教科書も、現場の先生の意見を聞いて、現場の先生の言うとおりに採択されるように、私は思う。それで十分だと私は常々思っています。

それから、107条の方は現場の先生方の御意見を重視して採択して、一般の生徒たちの

教科書の方は、教育委員会が主導的に決定権を持って審査していくというやり方は、ちょっと私は疑問視しています。おかしいんじゃないか。両方とも同じであるべきだと常々思います。具体的に違いがあるということはわかるんですけども、ただ、こちらはこういう形の採択の方法をとるのであるならば、一般の教科書も、現場の先生方の御意見でもいいんじゃないですかと私は感じていますので、早くそういうふうになってほしいなと思っています。これは意見として、今後、もちろん東京都との問題があって、八王子市だけでどうできる問題じゃないかもしれませんが、検討していいと私は思っています。

岡本学校教育部参事 現在の基本的な例によりますと、教育委員会が責任を持って採択するということになっておりますので、それに従ってやっていきたいと考えていますけれども、国の方でも、各学校での採択についても検討をされているという話を聞いておりますので、その辺の国の動き等を見ながら、この問題については検討していきたいと考えております。

名取委員長 ほかの委員さん、特に御意見ございますか。

小田原委員 将来的にどうかというと、教科書の採択は学校に任せていくということを八王子から発信していいだろうと私は思っています。これはもう心障学級もそうだし、高等学校もそうなんだから、義務教育の教科書においても、いわゆる設置者が東京都であれ、八王子市であれ、同じようにしていいんじゃないのかなと思うんです。これは、法律を変えていかなければなりませんので、この動きをどういうふうにしていくかということだと思います。

名取委員長 委員の先生方のほとんどがそういう考えですよ。

小田原委員 どうなっていくかわからないけれども、今の状況を見たときに、中国とか韓国のことを考えたときに、では、学校に責任を持たせられるかといえば、ちょっと任せきれない部分も出てくるから、今の形の方が、まあ、いいのかなと。学校責任にされたら、校長はたまったものじゃないとなっていく面がありますからね。微妙なところですけども。

齋藤委員 この問題というのは、私も簡単に意見を言っているつもりはないです。つまり、学校に責任を持って選んでもらうためには、その責任を負えるだけの力を持った先生方でなければならないということは事実なわけですね。今、どうしてこういうシステムになっているかということ、そのあたりの信頼感が、恐らく平たく言ってしまうと、任せていいのかどうかということ、このあたりでこういう形になっていると私は思っています。

ですから、やはり教科書採択という問題を各学校に任せられるようになるということはす

ごく大きな教育改革だと思うんです。つまり本当に教育委員会と現場の先生方の信頼関係が
がちりできていて、事実、現場の先生方がその責任を負えるような質の高い教員になって、
やはりそういうものが最終的なゴールというか、目指すところのような気がするんです。や
はりこの教科書の採択を教育委員会が責任を持ってやっているというのは、現場との信頼感
もそうですし、言い方を変えれば、まだちょっとレベルが低いというか、現場のレベルが上
がってきてくれないと困っちゃうんだと思うんですね。そこら辺をどういうふうに教育委員
会が、もちろん東京都との問題もあるでしょうけれども、現場の質を高めていくかという
ところが大きく含まれている内容だと私は思っています。

小田原委員 現実の問題としてそういうことはあるかもしれないけれども、そういうことで
はなく、高等学校の場合には、学校要覧か何かで、こういう教科書を使っていますよとい
うのを公表しているわけです。子どもたちはそれを見て選んでいけるシステムになっている
わけ、実際にそうやっているかどうかは別にして、システムとしてはそうなっているんです。

ところが、小・中学校の場合には選べないわけです。だから、そうしたときに、教科書は
それぞれのところで選んでくださいと言えない立場が教育委員会だろうと考えた方がいいん
ですね。そのためにどうするかといったときに、学校の先生方だけでなく、保護者の意
見を十分聞いてくださいよという形に変わってきているのが現在だと思います。

齋藤委員 今の小田原先生のお話で、八王子市は学校選択制を考えているわけですから、行
く行くは、すぐどうこうというんじゃないですが、高等学校と同じように、どこどこ中学校
ではどの教科書を選択している、どこどこ中学校ではどういう教科書を選択している。それ
も学校選択の1つの理由になっていってもいいんじゃないですか。

小田原委員 将来的にね。それは小学校も同じだと思うんです。小学校も学区制を取り払う。
ただ、学区制を取り払うか取り払わないかというのは、これもまた哲学の問題だろうから、
地域の学校というのをどういうふうに考えるかというのを押さえて考えていかなきゃいけ
ないだろうとは思いますがけれども。

齋藤委員 つまり、すぐ来年度からどうこうできるとかと私は言っているわけじゃないんで
すが、やはり提議はし続けていかないと変わっていかないと思うんです。だから、私は小学
校のときにも発言させていただきましたので、ぜひ変わっていくことを望んでいる。やはり
そういうものというのは、アンテナを張りめぐらしておくというか、東京都の意向もよく見
ながら、できるところはぱっとやっていけるような体制というか、決まりは決まりだからと

ということで、それで終わりにしちゃうんじゃないくて、どうやったら変えていけるだろうということ絶えず考えられていなければ、教育委員会はそういう形で考えていかなければならないと思います。

小田原委員　では、今の話が出てきたのは、第6号議案の107条本に関する事だから、107条本に関していえば、教育委員会としては、その方針に沿って妥当な教科書と学校で個別に採用を可とすれば、採用はできるという文面になっていくんじゃないかな。

そのほかの教科書については、それぞれ各学校が個別に、子どもたちに合った教科書を選んでいかなければならないから、それはまたそれで別につくるわけでしょう。だから、そういう議論を次回検討して、次回までに。

岡本学校教育部参事　当初の案では、こちらの教育委員会の報告をもって採択とするような文言もあったんですけども、基本的な教育委員会の決め方ですから、ここの部分まで採択要領に織り込むことは少しなじまないということも。報告なのか、決定なのかちょっと不明確になりますので。

小田原委員　採択だから、この要領で採択するということ言えばいいわけですか。最終的には学校に任せるわけでしょう。これが107条本ということになれば、各学校が図書を選択するわけでしょう。それはそれでいいんですか。ただ、教育委員会として、107条は教科書として妥当であるということと言っちゃえばいいんだけど、言う必要があるんじゃないのかということだね。学校に任せるというんじゃないくて、今の議論でいけば。その上で、意見としては学校に選択をできる形に法律改正を求めていきたいということじゃないかな。

名取委員長　ほかにはよろしいですか。

それでは、107条と、それから前の表現の整合性をつけるということと、行く行くは学校選択できるという方向を目指しつつ、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

小田原委員　これはこのままでいいという意味ですか。

岡本学校教育部参事　委員長、この教科書採択につきましては、毎年、教育委員会で採択するという事になっておりますので、来年度のときに、その辺を整理して、提案したいと思います。

名取委員長　では、ということで、ほかにも意見がないようでありますので、お諮りします。

ただいま議題となっております第6号議案については、提案のように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 御異議ないものと認めます。よって、第6号議案については、そのように決定することにいたしました。

名取委員長 それでは、協議事項、教育委員会後援名義使用基準の見直しについてを議題に供します。

本案件について教育総務課から説明願います。

望月教育総務課長 教育委員会後援名義使用基準の見直しにつきまして、御説明いたします。

教育委員会の後援名義につきましては、従来から現在につきましても、内規であります注意事項ということで定めておりました。今回この注意事項を新たに、内規ということでなくて、事務要領として制定するということとともに、民間企業が実施いたします後援事業も後援名義使用の対象にしようという趣旨で見直しをしているところでございまして、既に八王子市長の方の後援名義については、見直しが決定されて、4月1日から実施されているところでございますけれども、教育委員会につきましても同様の社会情勢がございまして、それを受けてといいますか、社会情勢の変貌を踏まえて見直しをしようということでございます。

これにつきましては、本日の協議を踏まえまして、追って教育長の方で事務処理要領を定めるということで、教育長決定ということで定めてさせていただきたいと思っておりますので、そのために、きょう、協議事項とさせていただきます。

内容につきましては、主催する団体の要件に営利を設立目的としている民間企業も含めるということで、主催者の規定を、今まで民間企業は、原則としては後援できなかったものでございますが、ゆめおりプランで市民と行政の協働の施策として企業が地域に貢献しようとする活動を支援することですとか、それから、今後、市民文化活動の振興を図るための方策として、企業と連携した取り組みを17年度以降の行革プランの策定の中で、既に議論されているということの中で、民間企業を入れようというものでございます。

具体的な見直しでございますが、少し先のページになりますが、A4の横になっている新旧対照表がございまして、この中で、具体的には、例えば右のページが旧で、左が新ということになっているんですが、右のページの主催者に関する規定でございまして、これのAのところとウのところを左側では削除となっております。これまでの規定は、公益性があり、市民生活の向上に寄与するものであること。それから公益性があり、売名及び営利を目

的としないものであること、この2つですよとするものでございますけれども、これを削除した上で、次のページをごらんいただきたいと思います。行事ということで、先ほどは主催者の規定でございますが、次は行事の規定のところ、これまで右側の方では、どういった内容かということ全体にはうたっていないんですけれども、左側の新のところ、「行事は、教育委員会の施策の推進に寄与すると認められたもので、性格及び内容が次の各号に該当する。」ということで、一番初めの前段のところ、行事の性格は、行事の目的ですとか、内容が教育委員会の施策の推進に寄与するということを前段でうたっておくことで、団体自体の規定は外して、しかし、行事についてはその内容を明確にしたというものでございます。

同じように、旧の行事の規定でございますけれども、イというところで、「行事が明らかに教育、文化、スポーツの普及向上に寄与するものであること。」ですとか、ウのところで、「公益性があり、売名及び営利を目的としないものであること。」という、これを改正しまして、公益性があることと、そういう表現にしようというというものに変えているんですけれども、主催者について、営利を目的としないということで、それは民間企業も後援の対象にしようということでございますが、行事のところ、売名及び営利を目的としないという文言を新しい内容で削除したというのは、決して行事自体ももちろんこれまでどおり売名及び営利目的であってはいけないわけですが、それをそうさせないための規定としますと、行事の一番頭の部分になりますけれども、前段で説明した、行事は、教育委員会の施策の推進に寄与するということでございますけれども、同時に、これは前回、旧の規定と新の規定ということで変わりませんが、2番の(1)で無料で実施されるものであることということで、無料といっても、そうは言いながらも、実費相当額について、ここで出ております、「ただし、入場料、参加料その他これに類するものを徴する事業であっても、その徴収金が事業の運営費に係る実費相当額であり、」ということで、この限りでないということでありまして、ここで営利を目的とするものについては制限を加えるということに対応が十分可能だということで、このようにしていこうということでございます。

概要の説明については以上でございます。

名取委員長　　ただいま教育総務課の説明は終わりました。

本件について、御質疑、御意見はございませんか。

齋藤委員　　各所管の部長で決裁するということは今も変わらないんですか。

望月教育総務課長　　これまでは、各所管の部長決裁という形と、教育長総務課長の方に合議

がありました。事案決定自体の迅速性のためという全庁的な取り組み、そういったことも含め、合議はやめにして、所管の部長の方で判断してやってもらおうということに変えようとするものでございます。

齋藤委員　もう一つ、教えていただきたいんですが、今はそのあたりはきれいに整理されているのかわからないんですが、後援とか、共催とか、教育委員会がともに行っていくとかという、そういう分け方というのは、どういうふうに分けるんですか。

米山生涯学習総務課長　共催、後援、あるいは協賛、賛助、さまざまなものがあるんですけども、共催の場合には、教育委員会と主催であるところから、教育委員会としてもしていきたい、主催団体としても後援していただきたいという一致した部分があって、我々教育委員会だけではできないという部分で共催という形になります。主管というのは、教育委員会主管というのがあります。その主管については、教育委員会は主催者であるけれども、実働はある団体に、それにかわって任せる。そういった形にすることになります。

後援というのは、あくまでも教育委員会の名前、名義貸しみたいな部分があります。教育委員会という名前の中で、かなりPR効果が高いというところで、団体がかなり使っています。協賛というのは、主にお金的な部分で団体などから協賛金を与えるという形があります。協力というのは、人が協力するとか、金銭的な部分の協力とかという形のもの。きちんとした使い分けはなかなか難しいんですけども、大ざっぱにそういう使い分けをして、協賛とか、後援とか、それから主催、共催という使い分けをしています。

後援については、あくまでも教育委員会としては名義後援になります。

齋藤委員　ちょっと勉強不足だったんですけども、今のような5つに分かれているのかな。今、口頭で説明していただきましたけれども、それはどこかの文面に明記されていらっしゃるのですか。

米山生涯学習総務課長　今回はあくまでも後援だけという形です。

齋藤委員　今言った内容について、今回どこかで明記されているんですか。何をもって主管というのか、後援というのか、協力というのか、主催というのか、協賛というのかという、口頭で説明していただいたんですが、それはどこか文面で明記されているんですか。すいません。勉強不足で申しわけないですけど。

米山生涯学習総務課長　一般的には、明記されたものはありません。

望月教育総務課長　共催というのは、もともと市の事業の位置づけがなければできませんの

で、それは規定がなくても、例えばどこかの団体と市がともにやる場合、市の事業として、共催というのは自然な形でございますので、それは市の事業として決定した時点で、ほかのものと共催だったら、共催ということになりますけれども、わざわざ決めておく必要もないのかなと考えます。

齋藤委員　　ということは、明記されているものはないんですね。

米山生涯学習総務課長　　明記されているものについては、今のところないです。

小田原委員　　主催、共催の部分は事業計画で示されていて、予算措置をされているものは主催、共催であると。あとは、主管、賛助というのが出てきたんだけど、市からの委託だから、民間事業の形でもって、これも事業計画の中に入っていたら、これはそういったことになるんだよね。

あと、賛助と協力はよくわからんけど、賛助なんて実際にあるんでしょうか。

米山生涯学習総務課長　　実行委員会ですとか、そういう組織の中でつくった、教育委員会としてではなくて、そういうときには賛助とか、協賛ということになりますけれども、実際、教育委員会が直接携わる部分ではほとんどございません。

齋藤委員　　何にこだわっているかという、ここで意見を言うのが正しいのかどうかわかりませんが、私もPTAの出身なものですから、P連にも後援の依頼が来るんですね。協力してくださいという依頼がいろいろな団体から来るんです。その中学校PTA連合会の暗黙の了解では、教育委員会が後援したものについては中P連も乗りましょうと。それは結構大きいんです。ですから、それでこだわったんです。だから、もしそういうようものである程度いろいろな区分けがあるのであるならば、ぜひ一度、何かの機会に小学校PTA連合会と中学校PTA連合会に、教育委員会としては、こういうものについてはこうしています、こういうものについては主催しています、こういうものには協力しているというようなところを教えておいてあげていただきたいと思うんです。結構連合会の方も、それをもって、じゃ、連合会としても協力しようか、どうしようかということ、かなり重きを置いていますので、ぜひ小P連、中P連あたりにはお願いしたいですね。

小田原委員　　僕は、教育委員会がどうしようが関係なくて、PTA連合会が主体的に動くべきだと思いますよ。教育委員会は関係ないでしょう。

名義後援というのは、僕は余り感心しないんだけどね。言っていることがちょっとずれていると思うので、定義の問題になるんだろうけれども、名義後援だったら、教育委員会の施

策の推進に寄与すると認められるものなんて言わなくたっていいんじゃないのかということになるんです。後援というのは、それこそ文字どおり、教育委員会の施策に寄与するものだから、金は出せないけれども、積極的に後援したいという姿勢を、その名前を出すことによって示すんだというようにすべきだと思うんですね。だから、それと同じように、PTAも、積極的にやってほしいと思います。

齋藤委員 よくわかります。わかっております。ただ、言葉の定義のようなものは、勉強として教えておいていただくと、今後の連合会としても勉強になると思いますので、どういうものを教育委員会としては支援していくかということはお願ひしたいと思います。

ちなみに、前に立川の教育委員会を傍聴させていただいたときには、もちろん規模が全く違うから、しょうがないんだと思うんですが、教育委員会が後援するものについてはすべて定例会でチェックするんですね。1つ1つ、報告があるんです。全部チェックしているので驚きました。そういうふうに行っている団体もあるのですから、それだけ重みがあると考えてもらって、ぜひしっかりとした審査のもとで行っていただきたいと思います。

小田原委員 今で言えば、この最後の「承認結果について」と、「承認結果」という言葉ももうちょっと考えてほしいなと思います。「承認結果」じゃなくて、何だろう。要するに、これが今後、後援という名前に値するかどうかということのチェックを総務課の方ですということになるわけですね。ただ、立川のように、一々そんなことを教育委員会がすることではないと思いますけれども、お任せしていいんじゃないかと思います。

小田原委員 御質問は、1枚目の2の真ん中辺に「ゆめおりプランの推進」、これはいいと思うんです。今後は社会情勢に合わせて云々といっている、その「社会情勢」というのはどういうことになりますか。

米山生涯学習総務課長 社会情勢をどう判断するか、いろいろあると思うんですけれども、基本的には、市民との協働ということと、民間活力と、あとは指定管理者等の市の施設の民間への管理委託といった大きな社会情勢の変動がありました。そのレベルで社会情勢の変動に合わせて今回、取扱要領が変わったということです。

名取委員長 あとはよろしいですか。

小田原委員 要するに、民間活力に全部含めればいいんですか。

名取委員長 よろしいですか。

小田原委員 いいです。僕は、金を取る、金もうけの部分についても、教育委員会も市もど

んどん入っていいと思っています。この中に入っているよと理解できますので、いいと思います。

名取委員長 よろしいですか。

小田原委員 今回の課長の言った3つを入れて、「などの社会情勢」とかをつなげると、具体的に
なってわかりやすいですね。

名取委員長 それでは、今の3つのことを入れて作成していただくということでよろしいで
すか、そういう考え方でね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 それでは、皆さんの御意見を踏まえた上で、提案のとおり事務を進めていただ
きたいと思います。よろしくどうぞ。

名取委員長 それでは、報告事項となります。

教育総務課から順次報告願います。

望月教育総務課長 それでは、学校・子ども安全対策に関します御報告をしたいと思います。

報告事項の資料がございますので、そちらに沿いながら御説明をしたいと思います。

前回の定例会でも、安全対策の報告書に向けての取り組み方針、それから、寝屋川の事件
を向けての緊急対応等について御説明させていただいたところがございますけれども、その
後の取り組みについて、御報告という形の取り組みについても委員会の方の御意見をまたい
ただければということで説明させていただきます。

これまででございますが、2月18日に、寝屋川の事件を受けまして、緊急の会議を開会
いたしてございます。その後、現状のマニュアルの確認ですとか、徹底を含めた通知を22
日にしております、25日に、前回定例会で御報告いたしました取り組み方針を学校に対
して出したところでございます。

その後、定例会でも御報告いたしましたけれども、非常通報装置を各学校の校門にという
ことで、今お持ちでございますけれども、このプレートを全校に送付しております、抑止
効果を図るというもので、各学校でこれを設置したということでございます。

それから、4月8日に、これは具体的に学校のさまざまな防犯設備の取り組みについての
試行的な実施を行っていかうということについての意見をもらったり、あるいは3月31日、
文科省の方で、これまでの対応についての一定の見直し方針が出ましたので、それを受けて、

4月8日に学校教育部長を頭として、校長、それから生活安全部の職員を含めて会議を持ったところでございます。

具体的に今後の取り組みで御説明させていただきますと、資料2でございますけれども、これについては、前回の定例会でも出ました。また、文科省の方針も、訪問について、門扉を原則施錠というような方針も、これは1つのたたき台として出ているわけでございますけれども、それらを受けまして、八王子の教育委員会といたしまして、試行的に実施しようということで始めたところでございます。第十小学校では、4月18日ぐらいに実際に機械を取りつけることになっております。具体的な内容につきましては、門扉に強力電磁板をつけまして、職員室とか事務室に設置してあるモニターで、インターホンがカメラ付インターホンですので、壁につけてございますので、それに対応して解錠していこうというものでございます。

あと、それから、職員室、事務室の解錠操作のほかに、携帯、腕時計型といいますが、ペン型になる可能性があるんですけども、要するにペンで解錠するということもあわせてやろうというものでございまして、学校開放してということは、開かれた学校づくりという中で、物理的にも開かれた学校でなければいけないわけですけども、対して、門扉を施錠して安全管理をしていこうということの中で、具体的にそれを試行しながら、第十小学校の方で設置するということが1つあります。

それから、もう一つ、資料3でございますが、これは防犯カメラ等の試行実施でございますけれども、これは特に第三小学校の方に業者の提案もありまして、やろうというものでございまして、防犯カメラを設置する場合、もちろん常時監視しているという体制ではなくて、センサーで動きをとらえて察知して、それについて、事務室なり職員室で来訪者についてある程度監視できるようにしておくというものでございますが、このシステムでは、さらに具体的に、校門から事務室に帰る経路をある程度学校で特定をしておく。経路を特定した上で、その経路から外れた、経路から外に出るような動きがあった場合にセンサーで知らせるというような形での防犯カメラの設定ということを、業者の提案もありまして、試行しようということで、第三小学校で試行しようというものです。

これは両方とも無料で、試行ということで実施しようというものです。

なお、これ以外にも、第一小学校で無線による、これも提供がございましてけれども、これらについても今後の安全対策上の運用の可能性についても検証していこうということで考え

てございます。

ここで一たんは、4月いっぱいぐらいで提供の方向を大体ストップという形に、モニター自体は1カ月ないし3カ月と考えておりますけれども、今後の方向性については、ある程度1カ月ぐらいで出せないかなということで試行をしようというものでございます。

資料4でございますが、これはちょっと細かいページにわたりますけれども、最近の保護者は携帯電話を持っている保護者が多くて、それからメール、例えば学校で緊急に連絡をしても、なかなか電話では、緊急連絡網では通知がなかなか行き届かないという保護者の意見がございまして、それらを受けて、市によっては、お金をかけて具体的なソフト会社が提供するシステム構築をしているところもあるんですけども、八王子市の場合は、もともと行政情報ネットワークでシステムがございまして、そのシステムの構築を保護者の要望にこたえてやるというものでございます。これを4月8日に各学校あてに通知しまして、作成マニュアル、これは細かいところまで指示しまして、指定しまして、作成しているということで、こういった取り組みを実施してもらおうというものでございます。

それから、資料5でございますけれども、これは3月31日に文部科学省の方のプロジェクトチームでできた報告でございまして、この報告につきましても、文科省の方では、最後の3行のところにありますけれども、「学校安全のための方策について再点検し、独自の『危機管理マニュアル』の作成・改善や、警察との一層の連携の推進など、実効性のある安全管理の取組を積極的かつ継続的に推進していくことが望まれる。」としておりまして、これを参考にしながら、最低限の見直しができるものは見直しをしたいというようなことで発表されたものでございます。

次のページに、新聞でも大きく取り上げられましたけれども、再点検のポイントというところで、1つは、「各学校の安全対策の再点検のポイント」がございまして、資料5の中で、23ページに「学校と警察の一層の連携と推進」というところがありまして、主に大きな課題でいいますと、この「各学校の安全対策の再点検のポイント」というところに集約されているようでございます。この方については省略させていただきますけれども、この「学校への不審者侵入防止のための3段階のチェック体制の確立」ということで、敷地内へ入るところでの侵入防止と、それから敷地内での不審者の発見・排除、それから校舎内での不審者の侵入防止といった3段階に分けての警備体制のことを指示している。

その中で、まず、敷地内への不審者侵入防止というところで、登下校以外は原則として門

は施錠してもらうということでありまして、門をあけている間は、少なくとも教職員やボランティアが立ち会い、子どもの安全を見守ることが望まれるとしております。ここで、登校時と、それから授業中、昼休みや休憩時間帯、それから下校時と大きく3つに分けておりまして、施錠していないときは、人が立ち会う。それ以外は施錠する。それをまた、センサーですとか、モニターでチェックするということであるといたしているものでございます。

それから、1 - のところでは、先ほど申し上げました案内看板と、受付への動線をきちんとしておくということございまして、これは既に八王子市では取り組んでいるところでございまして、今後ともチェックの方をしていきたいと考えています。

1 - 校舎内への不審者の侵入防止というところで、案内看板の設置ですとか、地域の誘導、それから、3番目にあります学校来校者、関係者が来校者を応接できるスペースを受付近くで確保する。それから複数の学校関係者で対応する必要があるというようなことなどをこちらの方で案として出しております。

それから、学校への不審者の侵入に備えた取り組みにつきましても、さすまた、盾、スプレーなどの器具の備えを推進することになっています。

以下については、従前の取り組みについて、それをさらに強化するということでもありますので、将来的にさせていただきたいと思います。

そんなようなことを踏まえて、今後とも八王子市教育委員会としても、オートロックシステムと防犯カメラの検証をしながら、これから安全対策の具体的な施策の構築といいますが、具体策の構築に向けて進めていきたいと思います。

名取委員長　　ただいま教育総務課の報告は終わりました。

本件について御質疑はございませんか。

私から1つちょっと。20ページの「2. 学校への不審者の侵入に備えた取組」というところで、一番最初の「2 - 安全を守るための器具の備え」というのがありますけれども、さすまた、盾、催涙スプレー、ネット、杖などというこれらを準備するよというを言われましたけれども、各学校で準備するわけですね。あるいは教育委員会から、学校の要望でそれぞれの学校に配布するとか、その辺はどうですか。

望月教育総務課長　　現状では、学校の方で杖の講習をして、その杖の講習に対して、学校予算で買っていただくんですけども、買っていただいたものについて2分の1だけ別枠で、教育委員会が予算で追加で補助するような形になりますけれども、追加配当するという形で

やっております。

趣旨は、これから17年度、もっと進めていきたいと考えておりますけれども、この間の緊急会議で出された意見なんですが、いざというときに立ち向かうという意味ではなくて、本当に不審者、犯罪者と、それから生徒たちの間に入らなきゃいけないような場合ですとか、それから、例えば学校の方に110番に直結の自動装置があるわけですが、警察の到着を待つ間にどういうふうに生徒を守るかというところでの対応でございまして、逃げられるときにはとにかく逃げるんだというのがまず大原則でございまして、それでも、どうしても何らかの形で、じかに侵入者と対峙しなきゃいけないというときに、それは例えばさすまたなど、その場にあるものでも何でもやらなきゃいけないんだということ。そこら辺、現場で対応できるような感覚を身につけてもらうということを中心に、その1つとして、本当ある道具として十分把握しておこうということで、講習とセットにしてやるという考えで、杖があれば何でも大丈夫だと、さすまたがあれば大丈夫、そういうようなことでの位置づけはしてないということで、こんな内容になっています。

名取委員長 わかりました。

小田原委員 机とかいすが一番身近にある防御になるんだけど、机とかいすというのは本来そういうものに使うべきでないから、それが言えないから、さすまたなんかを用意すると、こういう取り組みが必要であるという言い方になっているんだろうと思いますね。いろいろな手を考えなきゃいけないというのは確かだと思うんですね。

私も見ましたが、各学校にプレートが確かにつけてあるんだけど、どうしてもつけられればいいという感覚に思えちゃうんですね。隠れて見えないところに掲示してあったりする。これでは、お金をかけたってだめだという気がしましたので、やっぱり当事者として、学校の校長なり教員が常はどう守っていくかということをしっかり実行してほしいなと思います。

名取委員長 中学校はともかく、小学校の場合には大変に私は危険だと思っています。というのは、空き時間に先生がいないということと、それから、女性の先生が中学校に比べて多いかと思います。そういうために、こういう侵入者があったときの対応というのは本当恐ろしい感じがしますので、その辺を教育委員会としては理解した上で、特に小学校については面倒を見ていただきたいと、このように思います。

小田原委員 さらに言えば、恩方小学校なんかは、地域にも変な人間が入り込むような時代になってきたという話があって、地域の人たちは非常に心配になって、自分たちが、子ども

たちのいる時間帯は保護者が警備に出ているんですね。毎日出ているんです。だから、これはなかなかできる話じゃないんだけど、先生方は安心して子どもたちに授業というような形にしたいですね。これは、学校だけ、教育委員会だけというんじゃなくて、地域ぐるみでどうするというのを考えて、地域に不審者を入れないということを含めて、郵便局にパトロール中なんていうのも張ってもらっているわけだから、そういうあらゆる形で、みんなで守るというふうにしていきたい。それは学校だけではないんですから。学校だけというのは、子どもたちを守るだけじゃなくて、自分たちも守る、空き巣をなくす、痴漢をなくす、そういうのを含めてやっていってほしい、やるべきだと思います。

僕はものすごい門扉と垣根のある学校と、それから門も塀もない学校と両方経験していますけれども、何にもない学校の方が何も起こらない事実があるんです。守ったって泥棒に入られるということも結構あるわけですから、やっぱり門扉がなくなると、自分たちでしっかり守ってやっているんだよと取り組みをみせれば、変なのは入ってこれない学校になっていくんだろうと思いますよ。

名取委員長　　よろしいですか。どうぞ。

齋藤委員　　学校や子どもの安全はここまでやれば万全だとか、これが最終的な安全対策として完璧だというようなものは、なかなか正解はないですね。大変な問題だと思います。いろいろな、ここまでやったらもう安心だという答えはないわけですから、やはり最後のとりでというのは、学校の先生方の意識というのが大きいと思います。

それと、すきを見せないというか、不審者が入り込めるようなすきのないところというのは入ってこないんです。だらしのないところが大体ねられるというようなことがよく言われていると思うんですけれども、そういう意識をずっと長く持っていただく、継続していくということが一番大切なことです。だから、非常に難しいとは思いますが、やはり絶えず現状を見据えて、それに対する対策を考えられるような協議会のようなものは随時つくって、やっていく必要があるんじゃないかなということを私はちょっと感じます。

今ちょっと資料を見ていたんですが、27ページに資料6「八王子市の生活安全対策協議会委員名簿」というのがありますが、この委員会というのは、次のページを見ますと、平成15年1月14日にもうできているような規定があるんですが、そのことについて、教育委員会では討議されたんでしたっけ。

望月教育総務課長　　それは市の生活安全・安心に関する条例に基づいて決定したということ

で、単に不審者というよりは、市全体の犯罪、防犯全般です。そこら辺をまずなくしたいという市全体の取り組みの組織でございます。その中で第5条で、具体的には、どういった者を構成メンバーにしてということによって決まっております、それが公募の市民ですとか、あるいは警察関係とか、八王子市の職員とありますけれども、この八王子市の職員というところに、今まで学校関係者がこの2年間に入っていませんでした。平成15年にスタートした組織に入っていませんでした。ここで生活安全部、それから市長の方から、特に子どもの安全についてもより強化したい、八王子市全体として強化していきたいというところの意味合いから、学校教育部長を新たに指名したわけです。そういうことでございます。

齋藤委員 後から、これは改めて考えたときに、まさしくおっしゃるとおりで、これは子どもたちだけの問題ではない。八王子市全体で生活安全を考えていかなきゃならない協議会なんです、やはり新聞等、実際の事件として起きる一番多い対象人といったら子どもですね。恐らく私も市民全体にあることはわかるんですよ。もちろん主婦もあれば、成人した男性でも、女性でも、いろいろなことで安全を考えていかなきゃならないですが、やはり一番大きな問題になってくるのは子どもたちだろうということを考えたときに、坂本部長が教育委員会の代表として入っていただければもう万全で安心なのかもしれないんですが、私は、どうしてここに校長会の先生方だとかを入れないのかなと思っちゃうんですよ。小学校校長会、中学校校長会の代表の先生方にも、この会議でいろいろ決まったこと、意見を言っていくということの必要性というものはあるんじゃないですか。

小田原委員 校長は学校にいてほしいと思うから、入れない方がいいと思います。代表の学校教育部長が学校のことがわからないというんだったら困るけれども、そうじゃないんだから、校長はそれこそ安全のために学校をあけないでおくべきだと思います。

こういう安全対策協議会のような組織というのはぜひつくってほしいと思ったんですけども、いわゆる市民的な活動を広げていってほしいと思うんです。学校はこういうところでいろいろ話し合われたことに積極的にかかわってもらわないと困るわけです。おれたちは入っていないから、疎外されているなんて思わないで、こういう会議に注目し、あるいは活用してほしい。

齋藤委員 確かに、私は校長会に入りたいなと思ったんですが、確かにこういう会議に出ているよりは、学校にいて安全を守ることの方が大切だと、それは納得できる話だと思います。

小田原委員　子どもを大事にするというのは何かと云ったら、これからの世の中を担っていくべき人たちだから、この子を危険にさらしたり、あるいはないがしろにはしてはいけない。だから、より報道もされ、話題になっているわけですね。だからといって、お年寄りはいいかげんにしていいということじゃないけれども、そのときに、学校の先生が入っていればいいという話じゃなくて、学校の先生がいないから、余計私たちが考えていかなきゃいけないと考えるほしい。

齋藤委員　　すいません。言葉が足りなかったのは、学校の先生にこだわるんじゃないで、関係者ということを考えれば、また、特異な存在だと言われちゃうかもしれませんが、PTAの連合会の代表なんかは入れておく必要性はどうですか。

小田原委員　　PTAは別に入らなくて、入らなくていいんだけど。

望月教育総務課長　　公募市民の1人がPTAの方と聞いております。

もう一つ、ついでに申し上げますと、子どもの防犯という点で、学校以外ということで、こども家庭部長を新たに入れたということでございます。

齋藤委員　　わかりました。余りこのあたりにこだわっていて時間が延びてもいけませんので、ただ、要望としてお願いしたいのは、坂本部長さんが出ていらっしゃるので、そういう情報というのがしっかりと現場に届くように、代表としていろいろな意見を言っていたきながら、また、情報のあったものについては、先生方にも、現場にも、またPTAの方にも、今こういう形で安全対策の内容が協議されているというのを、しっかりとした情報が流れるように、スムーズに流れるようにしていただきたいと思います。

それから、もう1点、全く違った観点から言わせていただきますと、最初の説明で、第十小学校と第三小学校がモニターに使われてきて、これについて、業者の協力で無料ですというようなお話があったんですが、これはすごく大きいと思うんですね。八王子市は財政的にも非常に厳しいわけで、地域だとか、業者の協力というのは、これからもぜひ協力をいただきたいところだと思うんです。ですから、こうやって協力してくれた業者なんかも、思い切りケアをしてやるべきんじゃないでしょうか。こういう協力をいただいているということを教育委員会としてケアすることによって、1校だけじゃなくて、もう数校、何とか協力してもらえるかと、そここのところも協力、お互いに協力していくというか、無料で何とかしていいこうというのは、業者が協力しているのは、当然業者の負担ですから、その後にあるものを期待して協力しているわけですから、やっぱりそのあたりは少し、せめて名前だけでもPR

してやるというので、お互いが歩み寄りができるんじゃないですか。

望月教育総務課長　これは、新しい1つの試みでもありますし、そういう点では、お互いがまだ五分五分かなと。これから本当に何十校も、10校も、20校も無料でいいですよということになれば、もちろんそれはPRをするわけですが、市としても、もちろん自治体に防犯設備を購入しようとなった場合には通常の入札とかという形をとってやらなきゃできないものですから、そういった今後の方向の中で考えられる状況が出れば、そういうことも可能かなと思っております。今のところではまだです。

齋藤委員　前にも言っているように、決まりというものにこだわり過ぎて、入札ですとか、そういう話が出てきてしまうことによって、フットワークが悪くなるんじゃないかなと私は感じるんです。やはりこういうものというのは、協力していただけるところにはどんどん協力してもらって、地域の中でやっていただけるところにはどんどん地域の協力も得ていくと考えたときに、余り入札の業者としてどうだこうだというきまりに縛られていると、協力しなくてもできないとか、何か寄附しようと思っているけれども、できないみたいなところというのはもったいないですよ。もっと本当に子どもたちのためにどうするのかという原点に戻ったときには、つまらない規則というものを飛び越えたような考え方が私は必要だと思います、お役所的にならないで。

望月教育総務課長　契約に関する規則、規則そのものではうたっていないかもしれませんが、入札を行うよりも、市にとって特段の有利な状況があるという場合については、例えば1社だけを指名して価格の交渉をして、1社との随意契約というのは規定上も可能にはなっておりますので、そういった特段市にとって有利であるということが認められるかどうかということにかかってございますので、それについては、絶対に入札だということにはこだわっておりません。

名取委員長　では、この項についてはこれでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　どうもありがとうございました。

名取委員長　次に、指導室から報告願います。

岡本学校教育部参事　指導室長でございます。資料はございません。口頭で御報告申し上げます。

16年度の卒業式、17年度の入学式についてということで御報告いたします。

卒業式につきましては、七国中学校が卒業生がないということでしたけれども、小・中学校全校におきまして、適正に実施がなされました。事故等についても、報告はございませんでした。また、全体的な感じでございますけれども、児童・生徒の方も、式に臨む姿勢もかなりよくなってきたということを教育委員会に対して報告がございます。

続きまして、17年度の入学式でございますけれども、高尾山学園については、入学式は実施いたしませんでした。これも全校につきまして、適性に実施され、事故等についても報告はございません。

名取委員長 何か御質問。どうぞ。

齋藤委員 国旗ですとか国歌について提出させていただいた資料があって、それについてはわかったんですけども、アンケートシートの下のところ少し書く欄がありましたよね。私はすべてそれなりの感想を書かせていただいたんですけども、そういった欄に書かれている内容について検討はされているんですか。国旗・国歌の問題以外ということですね。

岡本学校教育部参事 全部の資料についてはまだ目を通しておりません。これから内容については目を通したいと考えております。

小田原委員 これはきょう提出したものもあるから、もう1週間ぐらいかかると思っていますので、来週に期待したいなと思っているんです。

岡本学校教育部参事 指導室なり教育委員会という形で、式場の皆様から言われたものについては今、集約中と聞いておりますので、私どもとしても、今の点を含めて全部見まして、課題等について把握していきたいと思っています

名取委員長 よろしいですか。

齋藤委員 では、それは委員会で答えていただけるということでよろしいですか。

岡本学校教育部参事 はい。

名取委員長 では、そのように進めていただきたいと思えます。

小田原委員 感想なんですけれども、これは校長の感想でもあるんだけど、前日になっても、国旗・国歌の状況についてどうなんだというような話、もううんざりすると受け取っているところもあるんですね。心配なところは深刻みたいですが、国旗・国歌についてはもう終わっている話なんだというのがほとんどだと僕は思うんです。だから、それについて固執するのはもうやめてほしいなと思うんです。校長に任せて、校長から報告があればという形にしてい

きたいなと思うんです。

岡本学校教育部参事　　そういう御意見を实はいただいております。卒業式については今回、一切聞きませんでしたので、そのような形に委員会としてもすべきであるというのであれば、今後、そういうスタンスで臨みたいと思っております。

ただ、報告については、都の方に午後2時までという期限が一応決まっていますので、本市は学校数が多いですので、終わり次第暫時いただいて、全部まとめて都の方へ報告するという形になっておりますので、その辺りの取りまとめは今後も出てくるかと思えます。

名取委員長　　そういうことで、では、次回に詳細については御説明いただきたいと思えます。ありがとうございました。

名取委員長　　次に、高尾山学園の児童・生徒数等について報告願います。

小海学校教育部主幹　　平成17年高尾山学園児童・生徒数等について報告したいと思えます。

お手元の資料にございますとおり、平成17年4月現在、高尾山学園17年度の児童・生徒数は全部で105名でございます。こちらにつきましては、昨年度4月の段階で119名ということで、14名の減でございます。すいません。資料の数字が間違っております。失礼いたしました。この差し引きのところが「-12」とございますけれども、「-14」、そして、女子のところが「-9」とありますが、これを「-11」と御訂正いただければと思います。

内訳といたしましては、昨年度ありました小学部の4年生につきましては、今年度入学がございませんので、第4学年がなくなった。そして、あとは学年を持ち上がったということで、小学校5年生が3名、そして6年生が6名、小学部は合計9名ということで、中学校につきましては、それぞれ16名、32名、48名、中学部が合計96名ということでございます。

学級数ですけれども、小学部につきましては、3学級というのが、実は昨年2学期からですけれども、これは4年生、5年生は人数が少ないもので、複式という形をとっておりますので、実質学級数は3学年ありましたけれども、2学級で、今年もそのままでございます。中学校につきましては、昨年は3学級ということだったんですけれども、これも中学3年生が2学級となりましたので、合計4学級となりました。ただし、学級編成上、教員定数では、3学級でも4学級でも、中学の場合、教員の定数に関係ございませんので、人数自体

の変化はございません。

それが学級、生徒数、それから職員の人数等は変わりませんが、正規の教員数としては変わりませんが、多少それ以外の職員で増員がございますのでお話し申し上げます。まず、ことし平成17年度はスクールカウンセラーを1名増員してございます。これは嘱託員という形で、嘱託員が1名増。そして、講師も4名から5名に1名増ということでございます。昨年度はアシスタントティーチャーという者が3名ついてございましたけれども、これが廃止というか、昨年度は雇用特別補助事業ということで、それによりましての3名だったんですけれども、その3名が減になりました。そのかわりと言っては何ですけれども、指導補助員、これは臨時職員の扱いですけれども、昨年5名だったものを9名にということで、指導補助員につきましては4名の増となっております。教職員の増員については以上ですけれども、あと、参考までと言ってはあれですが、ことし16年度に卒業しました卒業生計41名の進路でございますけれども、おおむねで申し上げますと、公立高校に進んだ者が14名、これは全日制、定時制を含む14名でございます。私立高校へ進んだ者が11名、そして、専門学校へ進んだ者5名、その他が11名おりますけれども、これにつきましては、未定者がまだ1名おります。それ以外、あとは家事手伝いですとか、就職、あと養護学校に進んだ者というようなものがございます。その他の者が11人、合計41名というところでございます。

高尾山学園につきましては、御報告は以上でございます。

名取委員長 この項について何か御質疑ございますか。

小田原委員 いろいろあるけれども、余り時間がないので、1つは、数字がよくわかりません。卒業生41名と言っているけれども、40名ではありませんか。

小海学校教育部主幹 違います。これは昨年の4月13日現在ですので、途中で1名増えました。

小田原委員 それと、今職員の話が出ましたけれども、医者というか、専門的な判断のできる方が欲しいという要望がありました。あれはどうなりましたか。

小海学校教育部主幹 こちらにつきましては、ちょっと専門のお医者さんというのを探してはいるんですけれども、見つからないというのが現状でございます。そこで、市の方の嘱託の医師と連携を図るということでやっておりますけれども、なかなかスケジュールが合わないものでして、実際、今本当にそういう学校からの要望がありましたけれども、そこまで専

門医にかからなければならない、相談しなければならないという実際の実例は、今はないというお話ですので、そのところは今現在は進んでおりません。

小田原委員 それはおかしな話じゃないですか。1つは、スケジュールが合わないというのは何なのかわからないですね。スケジュールが合わないというのは何なのか。

それから、そういう子どもはいないというんだけど、いないというのは、だれが判断するんですか。

小海学校教育部主幹 相談、カウンセラーにつきましては、日を決めてカウンセリングなどをしておりますので、その日程等でスケジュールの調整がつかなかったのが1つございます。

それから、どういう判断でということですがけれども、これは私どもの方で学校に問い合わせをし、校長からの回答をに基づいて判断をさせていただきました。当然、これはスクールカウンセラー、担任の教諭からの意見を聴取している話でございます。

小田原委員 私たちが行ったときには、そういう人が必要だという話が出たわけです。私たちの判断で難しい対応はそういう専門家の意見なり診断をいただいて対応することが必要だろうと思ったわけでしょう。スクールカウンセラーの来る日がここで、カウンセリングするのはこと決まっているからということとは全然違う形でもって進めていくべきことだと思うんです。私たち高尾山学園の職員に合わせて来てもらうというような考え方というのは、学園のあり方としては違うと思います。

それから、校長に聞いていると言うけれども、専門家の話を聞きながら対応する。だから、これは、私たちが出る幕じゃありませんよと言ったら、それでいいと考えるんですね。だから、ちょっと姿勢が違うように、前から見て相当違うように感じます。

小海学校教育部主幹 わかりました。今後そういうものにつきましては改めて話し合います。

齋藤委員 私もちょっとダブる部分もあると思うんですが、八王子市の教育委員会として、すべての教育委員が1校に行って、すべての先生方と懇談を持ったというのは、私は画期的なことだと思っているんです。すべての教育委員が行って、すべての教員と話し合ったんですね。ものすごく大きな会議だったと思うんです。それで、そこで出た意見というものはどう反映されたのかなというのが私のちょっと気になる場所なんです。そのときに、専門の先生を欲しいというのは現場の声として出たわけですね。それが何となく消えていってしまうということになってしまうと、本当に大きな意味のある会議が無意味になっていってしまうともったいないと思うんです、ああいうすごくいい会議なものですから。ああいう現場の

声というものは聞いていただきたいなど。

これはどこの学校も同じ気持ちなんでしょうけれども、人的なものが欲しいというのは常におっしゃっていますよね。それはどこの学校も同じで、厳しいところだと思うんですが、アシスタントティーチャーが3名減らされたということで、指導職員というんですか、そちらは5名から9名にふえたというのは今聞いたところですけども、現場ではそれについて納得なさって、ああ、よかったと思っているのか。私なんか、メモで残っているのは、アシスタントティーチャーの方なんか、もっと長く仕事がしたいなんていう方がいらっしまったじゃないですか。3時半で帰されちゃって残念だと。ああいうやる気のある方もいらっしやるんだから、結果的に切られんだと今の報告で思い出したけれども、現場の声に即したものができているのかなということがちょっと心配で言いました。

小海学校教育部主幹　アシスタントティーチャーという名称はなくなり、今は、指導補助員という形で対応しているんですけども、そちらの方は9名にいたしましたので、確認はしていませんが、受け皿的には、資格的には何もハードルはございませんで、アシスタントティーチャーの方が指導補助員を希望されれば、恐らくそういう者が採用されたんじゃないかと思っております。

齋藤委員　結論的には、せっかくああやっていい会議を開いたということですから、現場の声が反映されればいいなと思っているんです。私も高尾山学園にぜひ近いうちに行きたいと思っていますので、そのとき、話を聞いてきます。いいようになっていくことを望みます。

小田原委員　今、毎日新聞と読売新聞で学校の先生のあり方をキャンペーンしていますけれども、普通の一般の学校におけるの教員は今までのような形であってはだめだ、ならないという形が示されているように思うんですけども、高尾山なんかは、今までの学校と同じだと考えてはいけなわけですね。だから、同じ規模、同じやり方でいいとは全く思っていないと本人たちは思っていると思うんですけども、そこを十分理解していただきたいと思えます。

その上で人の、今の齋藤さんの話では、どういう人が補助としてもらうか、そういう人は本当に切られたのかどうか知らないけれども、切られたとしたら、マイナスの形の方法もとられるわけですので、やっぱりまずいし、例えば都立でエンカレッジスクールというのをつくったんだけど、エンカレッジスクールがある程度目的としているのは、先生方に今までの学校と違う形の対応をするわけです。大学進学状況なんかを見ても、都立高校の中で成

功しているのは、先生方が今までの形と違う形で対応しているわけですね、とらわれないで。そういう学校は、校長以下教員がそういう姿勢になっているわけです。そういうことを前提にしてほしい。お願いしたいと思います。

名取委員長 では、よろしいですか。

名取委員長 続いて平成16年度特別支援教育移行事業の総括についてをお願いします。

小海学校教育部主幹 それでは、平成16年度特別支援教育移行事業の総括について御報告申し上げます。

お手元にお配りしました「特別支援教育移行事業重点実施校報告書(平成16年度末)」という資料をご覧いただきたいと思います。

実施状況のところをごらんいただきまして、保護者に対しましては、資料1がございます。重点実施校での説明会を実施しているところでございます。教職員に対しましては、説明会、研修などを行い、それなりに感触を得ております。それ以外につきましては、本市の教育委員会のホームページに関連記事を公開してございます。また、教育広報に特集の記事を掲載しております。こういうことによりまして、成果としましては、それぞれの学校での特別支援教育は何かという一定の理解は進んでいると感じています。個々の重点校での成果としましては、通級指導学級との連携による通常の学級担任による個別対応において、ちょっと課題のあった児童に対して著しい成果が上がったという例もございます。あと、保護者、近所の方などですけれども、そこら辺につきましても非常に関心が高まって、特別支援教育に対する説明会なども要望されて、私どもは今伺っているという状況もございます。そして、就学相談の際に、軽度発達障害の就学相談にかかる子どもたちが多くなっているということで、関心が高いために、ふだんは見過ごされるような軽度な発達障害の子に対しても、もしかしたらということで、就学相談にかかる例がふえてきております。

続きまして、校内体制の整備という枠です。特別支援教育のコーディネーターの指名、それは全校で行いまして、それなりに研修を行っております。そして、重点実施校では月1回、特別支援教育コーディネーター連絡会を行い情報の共有化に努めているところでございます。校内に校内組織という委員会を設置しました。これはすべての小・中学校に設置しております。そして、全校体制で取り組むというのが最終的な目標です。

そして、この中で、連携をしていく上での判断などにつきましては、特別支援教育コーデ

ィネーターの役割が重要になってきているという認識がしております。

あとは、各種検討委員会等でございますけれども、評価委員会としましては、平成16年5月に八王子市特別支援教育推進協議会を設置いたしました。年2回の開催でございますけれども、専門家の評価をいただいております。ちなみに、16年の10月1日、そして、17年の3月1日に開催をいたしております。その中で課題としましては、各学校内で専門家が必要である。そして、外部支援者をどう確保していくか。そして、研修計画、これはすべての教員に対して理解を深めるという意味での研修計画も必要であるというような形、そして、17年度以降も、そういう形で推進協議会を継続していこうということを考えております。あとは、本日、副籍モデル事業でございます。これは東京都から今、モデル事業ということで出ておりますけれども、モデル事業につきましては、八王子市の付近の都立盲・ろう・養護学校、立川ろう学校も含まれますけれども、そこでの児童・生徒、それぞれ1校2名の児童・生徒、八王子在住の生徒につきまして10名をピックアップしまして、小学校8名、中学校2名を選定いたしまして説明会を実施した上、実施内容をそれぞれ協議し、三学期以降、状況を見て実施していくものでございます。

あとは、17年度の基本的方向ということでございます。1つ目といたしましては、重点実施校を拡大するというところで、16年度は小学校10校でした。そして、中学校3校ということですが、これからの目途の数字としましては、小学校を10校から17校に、中学校を3校から5校にするということと、教員に対する研修を平成17年度も行いますけれども、私どもの方でチェックした感じでは、管理職、校長、教頭職に一番先に理解を深めてもらいたいなというところを感じておりますので、管理職を対象にしました研修もこれからしていこうということでございます。そして、専門性の付与について、最適な対象を探す。また、外部支援者を確保する仕組みを検討するというところで、それについてもっと充実した仕組み、八王子市としての仕組みを検討していくということでございます。

5番目としまして、事例研究を取り入れた実践研修を実施するというところで、平成16年に行いました、いろいろ取り組みました事例の中では、対外的にも報告しているという中では、それぞれの学校でそういうのがあった部分につきましては、事例研究を実施していけば、それなりの効果があるんじゃないということがあります。

最後、6番目としましては、外部機関との連携、学校内外への理解推進を進めるということで、外部組織、これは、企業ですとか、保健の関係いろいろございますが、軽度発達障害

の人は特に、比較的発育の早い段階で対応するということがそれ以降の発達に大きくかかわるということで、特に、幼稚園ですとか保育園との連携を深めていきたいと考えてございます。そして、16年度、それから17年度につきまして、理解を深めた部分、地域、保護者への情報をきちんとしていきたいと思っています。

名取委員長　ただいまの説明について御質疑ございますか。どうぞ。

齋藤委員　重点実施校という考え方なんですけれども、これは課題がたくさんあると思いますが、19年度に全校で実施ということを当然目標としてやっているわけで、そうすると、あと2年しかないわけですね、17年度と18年度と。今の小海さんの説明の中で、今年度は小学校が17校、中学校が5校とあった。あと18年度1年間しかないわけですが、そうすると、重点実施校ということを経験しないまま19年度いきなりできる学校もあるということになる。18年度までにすべての学校に一応モデル的な、先行的にやるということをやるという考えはお持ちですか。それは全然ないままに19年度を迎える学校もこのままだと出てきますね。重点校にならなかった学校は、18年度までにそういう経験がないまま19年度を迎える学校はこのままだと半分以上がそういう状況を迎えるんじゃないかなという心配がありますが、それはもうしょうがないんでしょうか。

小海学校教育部主幹　重点実施校の考え方ですけれども、これにつきましては、今は、16年度は確かに3年計画の初年度ということで10校、それから3校、小・中それで指定しましたけれども、そこでの取り組みです。そのところを数だけふやせばいいということではないだろうとは思っています。まず、重点実施校でどんなことができるか、具体的にどういう取り組みをして、そして、どういうふうに成功に導けるか、道筋をつけるかというところを模索したんですけれども、これにつきましては、16年度はある程度の成果が上がったと思っています。

それで17年度、これをまたもう少し広げることで、ある程度地域を限定して計画していかないとなかなか難しいなというところはあります。特定も何もない地域に1つだけぽんと重点実施校をやりますと、そこに対象の児童・生徒が集中する、そういうようなことがありますので、それについては、ある程度地域は選んでいきたいとは思っています。その後は、成果をどういうふうに、その他の学校、重点実施校以外の学校に広げていくかということですが、これにつきましてはできるだけ、まだ最終的に、18年度はどうしていいかという数は決めておりませんが、やはりある程度の学校を18年度に重点実施校にす

るのは難しいかなと思っておりますので、18年度までに得た成果で、19年度すべての学校で特別支援教育にといったときに、支障のない形をいかに17年度、18年度でつくり上げていくかということになるかと思えます。今のところ、すべての学校で18年度に開始をするということはかなり難しいと思えます。

齋藤委員　もちろん予算的な問題もあるから、非常に難しい問題だと思うんですけども、重点実施校の16年度にやった学校の現場の声を聞くと、確かにメリット、デメリットがあるんだなということは私もちょっとわかってきました。いいところもある一方で確かに厳しいところもあるなという声が聞けるようになったわけで、重点実施校という命名そのものがもうおかしいんですけども、私は18年度までにはすべての学校で仮的なことを1年間やってみて、初めて19年度を迎えないと、19年度に相当トラブルになるんじゃないかなという気がするんです。やってみて初めていろいろと、いいところ、悪いところが実感できたという現場の声が聞こえているような気がするんです。だから、今のままだと17年度は小学校で17校、中学校で5校ということになってくると、18年度に残り全部というわけには確実にいなくなっちゃうわけだと思いますんで、このペースでいっちゃうと18年度までに全く経験しないまま19年度に一斉全校実施という形になっていく。だから、少なくとも18年度にはすべての学校で仮的にやるという経験が必要なんじゃないかなと私は思います、本気になってですね。

小海学校教育部主幹　重点実施校で対応していただいた声を聞きますと、先ほど委員さんがおっしゃったとおり、いいところと悪いところという課題も見えてきます。私どもは、できるだけ学校には広げていきたいとは思っておりますけれども、これをすべての学校でできるかどうかというのは、予算との兼ね合いもございます。その中で、すべての学校でやるということについては今後、17年度中に検討していきたいと思っています。そして、どういう形でその他の学校にその成果を広めていくことが可能かということを検討していく必要があるかと思っております。

齋藤委員　私はずっと心配しながら言っているんですが、この問題を本当に本格的にやろうとするためには、どうしてもお金がかかると思うんですよね。そもそも予算の苦しい中、全校でやろうということに苦しいところがある、無理があるというところは事実だと思うんです。そのところを今の状況の中で何とか頑張ってもらうためには、1回経験してもらって、もっとこうだ、ああだというような声をいろいろなところでもんでいかないと、19年度は

結構トラブルになるんじゃないかなという私はちょっと危険を感じております。もっと予算があれば、ほかの支援なんかでもできるところもあると思うんですが、相当厳しいんじゃないかなという感じがしています。ですから、この17年度、18年度は真剣になってこの問題をやっていかないと19年度を迎えるのが怖いかなという感じがします。

それから、今の一覧表の中で、校内体制の整備の中の右の方の に集約されるような気が私はするんです。地域に即した教育資源として専門家の確保・育成の必要が重大な課題だと、こここのところだと思うんです。やはり専門家がいないと厳しいだろうなと。このあたりの人的な確保というのをどう考えているのかなというのはすごく大きな課題だと私は思うんです。これを金をかけないでやるというのは、けちなことで、ボランティアに頼るのか、OBに頼るのか、そのぐらい大きな課題だと思いますね。やっぱりこれが16年度やった最大の課題なんじゃないですか。現場の声が一番大きいです。

小田原委員 いろいろあるんだけど、コーディネーターのいない学校というのはあるんですか。

千葉指導主事 すべての学校にあります。

小田原委員 全部にいるわけですね。

千葉指導主事 はい。

小田原委員 今度、コーディネーターの連絡会議というのがありますよね。そこで出てくる話が見えないんだけど、そのコーディネーターが集まった会議の中ではどういう話が出ていますか。今、話されているような19年度の実施は難しいとか、あるいは現にこの対象の子どもたちが現にいるわけですが、予算があつたって、なくたって、人がいても、いなくても、いるわけです。そういう中で、こういう学校のコーディネーターというのはどういうふうな話が今出てきていますか。

千葉指導主事 なかなか重点校以外には、予算というものを今のところではできていないのが現状です。ただ、重点校以外にも、校内においては特別支援教育コーディネーター研修会を実施しておりますので、そこの中での取り組みをしているという温度差はありますけれども、特別支援教育コーディネーター研修会の方では今、事例研究等を含めまして、重点校以外の全校のコーディネーターの育成というものを少しずつ進めております。

特別支援教育担当者連絡協議会が明日と、それから、今年度は2月の13日に行われていきます。明日は、こんな報告ですよということと、お話を聞くとともに、2回目は重点校の実

施状況について御報告をいただく。昨年度も2月14日には重点校の実施状況を報告いただいて、質疑応答を設けて、少しずつですけれども、重点校の実践が全校に広がるようにというような取り組みを今年度実施していきたいと考えております。

もう1点、今出ました連絡会、この中で出てくる話題としては、各校が今どんな子どもがいて、どんな課題が出てきているかというような情報交換が1回目、2回目は多かったです。それ以降は、個別指導計画を作成して、教員の中でも共通理解を図る上での核みたいなものが必要ではないかということがございます。

小田原委員　　ということは、19年度全校実施に向けてどういう課題があるかというのを、研究とか何かというのも大事なけれども、19年度に向けて各学校でできるのか、できないのか、できないとすればどういうことが問題なのかというのを明らかにして、それを東京都に言わなきゃいけないと思います。東京都に19年度の実施はとても無理だと言わないといけない。お金のことも言わないといけない。今、齋藤さんが心配している事柄について、いろいろ答えられたけれども、今答えられたような形だけでやっていたら追いつかないと思います。回答は要りませんから。

小海学校教育部主幹　　まず基本的には、先ほど初めに重点校を選ぶ際は、基本的には、学校から手を挙げていただいたんですけれども、私どもとしては、先ほどもちょっと申し上げたとおり、地域である程度集中して取り組まないと、地域、お互いの学校でのサポートとか、情報交換とか、なかなかいかないんで、1つは、第一群と二群と分けましたけれども、南分散地域のあるところで一塊をつくりました。そちらについては、それぞれの学校の連携、地域での連携ということをお願いして参加していただいたというところがございます。

あと中心市街地の学校については、おおむねある程度御苦労がありましたので、その中で私どもの方でコーディネートしたというようなところで、特別にその学校に課題が多い子がいるということではございません。

それから、例えば心障学級があるなしでも選んでおりません。心障学級がない学校でも、重点で行われております。

千葉指導主事　　国の調査では、43%実施して、都の調査では44%と言われておりますけれども、八王子の方で今把握している子どもはもう少し少ないんじゃないか。学校の認識がちょっとまだ深くないために、そういう数字が上がってくるのか、ちょっと設問の仕方が甘くて、対象が少ないのか、はっきりはいたしませんけれども、国や都の数字よりは少ないの

ではないかと思っております。

小田原委員　　今話を聞いていると、それはちょっと約束が違うのではないかと思いますよ。これを選ぶときに、初め手を挙げさせたでしょう。それで、きょう欠席している細野さんもいたんだけど、こういう形で決めるのはよくないよという形で、数を出せとお願いした。数が多いところ、幾らあっちとこっちと分けて、地域に分けるという話を指摘されてこうなった。このときに数字が出てきているんでしょう。その数字がわからないような担当者がこの場に出てきちゃいけませんよ。この数字は何かと云ったら、心障学級の児童・生徒数なんです。今、数が40何%とか、八王子はそれよりも少ないと言うけれども、そういう数字を把握しているのかと云ったら、そんな調査はしていないんじゃないか。だけれども、実際はそういう子どもたちがいる、ADDだとか、LDだとかに絞らないで、心障児教育を普通の学校でやるように、その基盤をつかっていこうというのが八王子のこれを使った計画だったと、私はそう見ているんですね。ところが、今話と全然違う形でやっている。

だから、今話を聞いていて、18年度ではとても難しい。19年度になったらどうなるか云ったら、このままだとちょっときついなと、感想としてはそんなふうに思います。

名取委員長　　結論的にはかなり難しいという委員会の結論ですね。

小田原委員　　ここで、その他のところの他県地区だとか、中教審だとかというように言っているけれども、そんなのはどうでもいい。うちの場合はどうなのか、ここをはっきりしてほしい。中教審なんかいいです。あんまり信用しちゃだめですよ。

名取委員長　　という方向でしっかり考えていただくということで、この報告はよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　　では、どうぞよろしく申し上げます。

名取委員長　　次に、生涯学習総務課からの報告をお願いします。

米山生涯学習総務課長　　報告事項の最後になります。「はちおうじ出前講座」について、担当の三澤主査から報告させていただきます。

三澤生涯学習総務課主査　　生涯学習総務課、三澤と申します。報告事項、「はちおうじ出前講座」について報告させていただきます。

「はちおうじ出前講座」は市民の生涯学習に対する意識の向上を図るとともに、市政に対

する理解を深めていただくことを目的に、平成10年度から実施しております。また、平成15年度からは、警察署、消防署、税務署、東京ガスに御協力をいただき、官公署等編を実施しております。上から事業の方をごらんください。こちらは17年度の出前講座の一覧でございます。16年度と比べまして、新講座が14講座ございます。表の左側に「新」と表示しまして、網かけをしている講座でございます。市役所編では、政策審議室の「指定管理者制度」、IT推進室の「暮らしの中の情報セキュリティ対策」、スポーツ振興課の「人生をより豊かで充実したものとするために」など9講座、官公署等編は、消防署の「防災訓練」、東京ガスの「『都市ガス』の地震・防災安全対策」、「燃料電池って何だろう」、それに加えまして、新たに東京電力の協力を得ることができまして、「オール電化住宅ってなーに?」、「省エネ・電気安全ってなーに?」の2講座を開設していただきました。

総講座数では、昨年度と比べまして10講座の増で99講座となりました。

また、16年度の出前講座の実施結果は集計中でございますが、市役所編は15年度と同じで、100件強でございます。

名取委員長　　ただいま生涯学習総務課の報告は終わりました。

本件について、御質疑ございますか。

これは、場所はどこで?

米山生涯学習総務課長　　基本的には、5名～10名以上の団体に、要望があれば電話でいただいて、各所管に直接電話をいただくような形で、日時、場所等を調整する形になります。

名取委員長　　回数は関係ないのね。

米山生涯学習総務課長　　回数は関係ないです。

小田原委員　　58番、「これからの学校教育」、どれくらいあったか。回数はどれくらいあったんですか。

朴木指導主事　　2回でございます。昨年度、指導主事が3人体制で2回でした。

小田原委員　　それと、「これからの学校教育」って、どういうことを伝えてきたのか教えていただけますか。

朴木指導主事　　これからの学校教育の中身として、1つは特別支援教育の実態、第2点目は少人数学習、少人数授業と習熟度別学習の中身について話をし、この2点についてお話させていただきました。時間は2時間ずつぐらいでございました。

小田原委員　　「特別支援教育」というのは59番にあるわけだから、「これからの学校教育」

についてという、「これからの学校教育」というのは、少人数教育というの「これからの学校教育」なのか、指導室はもう1回、勉強し直して、「これからの学校教育」はこんなのだよ、市民にどうやるかというの考え直して見ていただきたい。

朴木指導主事 この件につきましては、要望者からの要望がこの内容について話してくださいという内容で来たものに対応したものでございます。

小田原委員 僕は、「これからの学校教育」といったら、もっとあると思うんだけども。

望月教育総務課長 タイトルについては大枠でとらえていますので、各々の団体でどのような内容を聞きたいというのを少し調整させていただいて、団体から、こういったものをもう少ししたいと事前調整をしたうえでトータル的にお話をします。そんな形でやっております。

小田原委員 逆に「これからの学校教育」というのはこうあるべきだということを、我々のほうから出かけていって話をすることを行っているのかどうか。少人数教育なんていうのは「これからの学校教育」じゃないんです。今までもやってきた事柄でしょう。今実践しているだけの話でしょう。「これからの学校教育」というのは、どう考えても、本当にやりたい、やらなきゃいけないことなだけども。つまり、タイトルをNo.60の「子どもの心が見えますか」というような形に変えてほしいということ、はっきり中身がわかるようにですね。「これからの学校教育」なんて大変なことを出前講座でやられたら、私たちは要らないんじゃないですか。

米山生涯学習総務課長 はい。タイトルの表記については十分気をつけるようにいたします。

小田原委員 私たちは要らなくていいと思うんです。中教審で今、教育委員会のあり方を検討していますけれども、これを例えば夜間開くとか、教育委員会でやるよとか、そういうようなことがあって、「これからの学校教育」というのはもっと展開すると僕は思っています。そのことをぜひお互いに研究し、議論して、つくっていききたいと思っています。

名取委員長 よろしいですね。どうもありがとうございました。

ほかに御質疑等はないようであります。

ほかに何か報告する事項等ございますか。

以上で公開での審議を終わりますが、委員の方から何かございますか。

齋藤委員 ちょっと意見を言わせていただきたいんですが、決して自分ばかりどうこうというわけではないんですけれども、教育委員会として、これから非公開に入るわけですが、でも、「教育財産の管理について」という項目については公開でやるべきじゃないかという意見

があったことは、ぜひ記録の中に明記しておいてもらいたいんです。

これからの公開、非公開というのは相当重要な問題になってくると思うんです。結果的に、私も納得して結構ですということを言った以上、責任はもちろん持っていますけれども、信念的には、できる限り公開でやっていきたいなと思っています。まだ八王子市が決定していないことですから、非公開でも致し方ないなと納得はしましたけれども、これからいろいろなことを考えていく上では、やはり教育委員会というのは、できる限り公開でやっていくという姿勢は持っていきたいなということでございます。

2点提案をしたいんです。教育長に、ここはリーダーシップをとっていただいて、事務局も後で検討していただきたいと思うんですが、まず、学校の統廃合について、八王子市の中でも、小学校の中で既にすべての学年が単学級になってしまっている学校が現実的にある。だけど、私は、こういう単学級の学校というのは、もちろんいいところもあるのかもしれませんが、教育という原点から考えたときに、問題点の方が大きいと思います。

これから統廃合していく上で、今まで市教委のやり方というのは、地域の協議会をつくって、その協議会の意見を最優先していくというやり方をとって行って、それも1つの方法だったのかもしれないんですが、言い方を変えれば、地域に任せてしまうというか、悪く言えば投げってしまうということなんですね。私は、これから教育委員会というのは、どうしても統廃合は避けて通れないところなんですから、具体的な八王子市独自のマニュアルですけれども、こうなったら、市教委としてはこういう状況になった学校については統廃合をしますということをはっきり言うような具体的なマニュアルの作成というのは必要だと思います、大至急。それに当てはまったところについてはとりあえず統廃合しますと明言すべきだと思うんです。その後は、どちらの学校にどうするかとか、設備の問題をどうするかとかという細かい内容については、できる限り地域の方々の声を聞いていくという必要性があるかと思いますが、協議会のようなものをつくって、行うか行わないかというものを討議していくという方向は本当に混乱を招くだけだと思います。ですから、ぜひそれ専門のプロジェクトチームをつくっていただいて、統廃合の具体的なマニュアルをつくりというものを大至急やっていただきたいとお願いしたいと思います。

これについて、また、他の委員さんの御意見というものもあったらお伺いしたいと思いますが、私はぜひそのお願いの1点として前にも言っていることなんですけれども、全く見えてこないの、事務局の方々は本当にお忙しくて大変だと思うんですけれども、私も

そのプロジェクトチームができ上がれば参加させていただきたいと思いますので、ぜひ具体的なものを話し合う会をつくってもらいたい、実施していただきたい。

それから、もう1点、これは都教委との問題も、いろいろな問題点があると思います。法的な問題もあって相当苦しいということはわかっているんですが、私は土曜日の授業の実施というものの具体案、これもプロジェクトチームをつくって、どこに問題があるのかを検討したい。少なくとも、私が現場に行っているいろいろな声を聞いたり、地域の声を聞いている限りでは、土曜日を毎週休みにしたら、つまり、5日制の完全実施というのは、私は失敗だっていると思っています。これが今の現状として、非常にやりにくい体制をつくってしまうと思うんです。少なくとも隔週の土曜日はまた学校をオープンしていく。そこで授業だとか学校行事を行えるようにしたいと。

これについてどういう問題点があって、どこをどういうふうに変えていったらどうなるのかということをお自身も勉強したい。ですから、そのことをこの定例会で話していたら、幾ら時間があっても足りないので、専門に当たるプロジェクトチームをつくって検討していきたいということはお願ひしたいんですけれども、少なくとも、私が聞いている限りでは地域の校長先生、私が聞いた学校の先生方も、土曜日は戻してほしいよなという声の方が多いものですから、私は、戻していくことは子どもたちのためになっていくと思っています。今相当きゅうきゅうしちゃっている学校が、窮屈なところがございますから。

その2点をぜひ具体的に実施していくことを強く要望したいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

小田原委員　今2点じゃなくて、3点ありましたね。1点目から行きますと、教育委員会は公開を旨とするわけですから、基本的に公開されているものと私は理解しています。ただ、この教育委員会のあり方について中教審で言っているのは、必ずしも地域住民に開かれているものではないというような、そういう見解もあるんだけれども、それは、僕はちょっと違う、どこか審議会のやっているところだろうと思います。

個人情報にかかわる部分と、それから意思形成過程にかかわる部分においては、これはまだ開かれない。これはしょうがないです。それ以外のことは全部、私は開かれていると思っていますね、八王子市教育委員会は。

2つ目については、どなたか言うかもしれませんが、既に八王子の統廃合の方向は3年ぐらい前に決まっているはずなんですね。それを今、齋藤さんが言うような形で、もう

1回開く必要があるのかどうかということだろうと思います。齋藤さんが心配しているのは、協議会が投げちゃったという部分なんですけれども、あれはこじれちゃったから、ああいうふうにならされたという、1つの解決策にならない解決策をとっちゃったと私は理解しています。だから、それがこれからも踏襲されるかという、そうじゃないと思います。それが2つ目。

それから、統廃合について進めるためにある一定のルールをつくるというのは、これは私も齋藤さんと同じことを思います。

3つ目は、土曜日が欲しいという言い方を現場の校長なり、地域なり、先生方が言っているという、そこはもうちょっと聞かなきゃいけないんだけど、6日で、つまり土曜日の半日授業が勤務時間であったというのをなくす流れというのは、これは世界的な流れでもあり、日本がそれに乗ったわけでしょう。週40時間労働という形を、いわゆる変形労働制にして、土曜日を入れる40時間にするのか、あるいは40時間をふやす形にするのかという話。これはもうもとに戻れなんていう話ができないと思います。土曜日を復活させようという動きというのは、僕は賛成しない。

齋藤委員　つまり今も言ったんですけれども、私の今の話については、言いたい話はたくさんあるんですが、この定例会の中でこれを話していくと本当に幾ら時間があっても足りないと思うんです。ですから、私は土曜日を復活させるための専門の会議を開いていただきたいというお願いをしているんです。

小田原委員　土曜日がなくなりますよというのは、何年かかって平成14年度の完全週5日制に至ったかということを考えてほしい。その移行期間ですね。何年もかけて、第1土曜日をなくしますよ、その次は第1と第3をなくしますよ、その次にと来ているわけです。その間にいろいろなことをどうするか、土曜日をどうするかというようなことも考えてきたはずよ。それが不十分だというのであれば、そこをまずきちんと言っていただいて、では、どうするというのをもう1回つくるというんだったら、それはそれでいい。それが不十分だと皆さんも認めるのであればですね。

齋藤委員　それを話し合う場を持っていただきたいということはおかしいでしょうか。

小田原委員　それは教育委員会でやるという話じゃないと僕は思う。もし齋藤さんがやりたいと言うのであれば、齋藤さんが自分で勉強会をつくっていけばいいことなんです、校長も入れて、父兄も入れてと思うんです。だから、もし皆さんが何年もかけて土曜日どうするか

とう検討結果を踏まえたうえで、それでこの検討が不十分だったと言ってやるのであればそれでいいですけども。

齋藤委員　　ちょっと言わせていただければ、その理屈からいっただらば、何年もかけて、ゆとり教育というのをずっと考えてきて、実施して数年で、ゆとり教育は崩壊だと……。

小田原委員　　だれが言ったんですか。僕は崩壊だなんて言っていませんよ。

齋藤委員　　もう確実に方向は変わってきているんじゃないですか、文科省で。そうやって、完全に方向を変えてきちゃっているじゃないですか。私は今に即したものを考えていくというものは必要だと思っているんです。

小田原委員　　僕は別途考えるべきだと思いますから、土曜日を復活するなんていう考え方はだめだと思うんです。土曜日をどうするかということは考えるべきだと思いますが。

齋藤委員　　全くおっしゃるとおりで、私も土曜日をどうするかということをお話し合いたいです。

小田原委員　　だから、それはいつでもやるべきだと思います。毎日でもやるべきだと思います、これは喫緊の話だと思いますから。

石川教育長　　最後の土曜日のお話に限定して、これをやろうとしたら、これは法の規制関係までの話になっちゃうと思うんです。今の学校体制の中では、それはできないから、結局はサービスでやっていくしかない。土曜日に授業をやるということが無理なんですね。土曜日に、授業にかかわる何かをやっていくという、そうやっていく場合はできますけれども。

齋藤委員　　もうだめだと決めつけてしまうのではなくて、どこをどうクリアしたらできるかということを考えるような勉強会というのは必要だと、私はそれを要望しているんです。だから、今の状況ではだめだから、どこを変えていったらいいか。

小田原委員　　ですから、教科書もそうなんだけれども、法律を変えることになるんですね。だから、法律を変えない動きをしないといけないだろうと思います。そうすれば、学校の先生がそうやって法律を変えるという話になってくると嫌がる人もいるわけだけれども。

現在、土曜日を活用している学校はありますけれども、それは授業ではないんですよ。補習とか、土曜講座とかいう名前をつけて、教員がやっている部分もあるけれども、ほかのグループをつくっているわけですよ。土曜日をなくしているわけじゃないんですよ。

齋藤委員　　わかりました。これがいたずらにちょっと時間を使ってしまっただけで、これがいけないことだと思いますので、そうすると、今、小田原先生のおっしゃることをとると、私が

勉強会を開いて一生懸命勉強して、もう少し具体的なものをまとめて教育委員会の方に教育委員として提案するという形で進めていくというのがベストなものなのでしょうか。

小田原委員 だから、土曜日をどうするかというのを、これは市民の要望もあるから、教育委員会としてワーキンググループをつくりましょうよというのはいいです。ですが、土曜日を授業日にしましょうというプロジェクトチームつくろうというのは反対です。

齋藤委員 わかりました。土曜日をどうしていくかというための勉強会、プロジェクトチームをつくっていただいて、そこで私も一生懸命自分なりに勉強したことを一生懸命発言させていただきたいと思います。ぜひお願いしたいと思います。

名取委員長 ということで、齋藤委員から3点について出ましたけれども、1点目と3点目は、そういう意見があったということにとどめたいと思います。

それから、2番目の統合について、もう1回整理をして、こうなっていますよというところを次回、あるいは次の次でもいいですけども、そこで出していただいて、再検討すると。確認かな、するというところで閉めさせていただきたいと思います。

齋藤委員 1点、私も、統廃合のことについてはPTAのときに携わっているんですけども、具体的なマニュアルができていないと私は認識しています。適正配置ということで、このようにするのが望ましいという状況のところにはしかまとまっていないと思うんです。つまり教育委員会として、こういうときにはこうしていきますという極めて具体的なマニュアルはできていないと私は思っているんです。

名取委員長 現状を確認して、変える必要があるならば、そこでまた検討を加えるという形をとらせていただきたいと思いますけれども、それでいいですか。

小田原委員 検討委員会というのは、こうしましょうというのを教育委員会として方向で決めているわけじゃないんです。検討委員会というのは、ここでこう考えるけれども、参考にしてくださいと投げたと思うんです、教育長あてに。教育委員会がそれを受けてどう統廃合の方針を出しているのかというのは多分あると思うんです。それに従って進めてきたはずだと僕は思いますので、そういうのがあるはずだろうから出してほしいということです。

なければいいです。場当たりでやっていますというんだったら、それでいいです。

名取委員長 その辺も20日には間に合いますか。

小田原委員 あるか、ないかの話なんだから、間に合う、間に合わないの話じゃないと思いますよ。

名取委員長　では、間に合わせていただいて、資料も添えてよろしく申し上げます。

　　どうでしょう。ほかには。

齋藤委員　申しわけないです。前回からの経緯というものがあると思うんですが、議会でのやりとりの一覧を、簡単なものでいいから見たいというお願いを前回したんですが、いまだまとまっていないのでしょうか。

小田原委員　それは議事録が出なかったらできないんじゃないでしょうか。

望月教育総務課長　議事録として我々の手元に届いた段階ですぐ届けますので。

齋藤委員　簡単な一覧で結構ですから。こんな厚いのは要らないですから。

名取委員長　よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　ほかにはないようでありますので、ここで暫時休憩といたします。

　　なお、休憩の後は非公開となりますので、傍聴の方は退席願います。

【午後12時16分休憩】